

バーゼルⅡに関するQ&A（平成18年3月31日）

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第14条の2に基づく告示の条文番号となっています。

【第2章～第5章（国際統一基準、国内基準）】

<海外営業拠点>

【関連条項】第2条、第25条、第37条、第78条、第136条等

第2条-Q1 海外駐在員事務所は「海外営業拠点」に該当しますか。

(A)

海外駐在員事務所は、「海外営業拠点」に該当しません。したがって、海外に駐在員事務所のみを有している銀行には、国際統一基準は適用されません。

<連結における重要性の原則>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第2項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A)

金融子会社（「保険会社等」を除く）のうち、連結財務諸表規則第5条第1項各号に該当しないものについては、同条第2項（重要性の原則）を適用せず、連結の範囲に含めます。

<決算日が異なる場合>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q2 親会社と子会社の決算日が異なる場合、どのように扱いますか。

(A)

- (1) 子会社は、原則として親会社の決算日（連結決算日）に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる仮決算を行うものとします。
- (2) 親会社と子会社の決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っても差し支えありません。ただし、資産・負債等に重要な変動がある場合及び連結会社間の取引に係る重要な不一致がある場合には必要な調整を行うものとします。
- (3) 子会社のオフ・バランス取引は、当該子会社の財務諸表基準日現在のオフ・バランス取引残高を基礎として連結するものとします。

- (4) 第2条のマーケット・リスク相当額の算出にあたっては、子会社のマーケット・リスク相当額は親会社の算出基準日現在で算出するものとします。

<在外子会社の円換算相場>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q3 在外子会社の財務諸表項目を円換算する際、どの時点の為替相場を適用しますか。

(A)

在外子会社の財務諸表項目（資本勘定等を除く）を円換算する際の為替相場は、本邦における次のいずれかの為替相場を継続して適用するものとします。

- ① 子会社の決算日における為替相場（TTM）
- ② 親会社の決算日（連結決算日）における為替相場（TTM）

<マーケット・リスク相当額不算入の特例>

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。

(A)

期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、当面は、毎月末において対象勘定合計額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する銀行は、期中の量的基準を確認することは不要です。

<連結子会社の少数株主持分>

【関連条項】第5条、第28条

第5条-Q1 「連結子会社の少数株主持分」とは、どのような勘定をいうのですか。

(A)

「連結子会社の少数株主持分」とは、連結子会社の資本勘定のうち親会社（または連結会社）以外の株主の出資比率に対応する部分であり、連結貸借対照表に「少数株主持分」として計上された額をいいます。

ただし、基本的項目に算入できる「連結子会社の少数株主持分」は、普通株及び非累積配

当型永久優先株に係る少数株主持分だけであり、期限付優先株等補完的項目に該当するものに係る少数株主持分は含まないので留意が必要です。

また、連結子会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の再評価に関する「再評価差額金」の少数株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分については、自己資本比率算出上は「少数株主持分」から控除し、それぞれ「評価差額金」、「再評価差額金」に合算することに留意が必要です。その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。

＜国際統一基準適用行の場合＞

合算後の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額を補完的項目に算入し、合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する。

＜国内基準適用行の場合＞

合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する（合算後の「評価差額金」が正の値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額の補完的項目への算入は行わない）。

＜非累積配当型永久優先株＞

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q2 「非累積配当型永久優先株」とは、どのような株式をいうのですか。

(A)

「非累積配当型永久優先株」とは、優先株の一種で配当に関する優先権において、ある事業年度の配当が優先配当率に達しなくても翌期に繰り越しが認められない優先株をいいます。

なお、配当に関する優先権が翌期以降に繰り越される「累積配当型永久優先株」は、基本的項目の対象とならないので留意する必要があります。

＜転換社債型新株予約権付社債＞

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q3 「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とならないのですか。

(A)

国際統一基準の基本的項目は、連結貸借対照表の資本勘定（非累積配当型永久優先株を含み、補完的項目に該当するものとして別に定めるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分と定められています。

したがって、負債の部に計上している「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とはなりません。

<償却済の営業権等>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q4 既に償却済の営業権、連結調整勘定も基本的項目より控除するのですか。

(A)

基本的項目より控除する営業権及び連結調整勘定相当額とは、連結貸借対照表の資産の部に計上している営業権及び連結調整勘定の未償却残高をいい、既に償却済の営業権、連結調整勘定については、基本的項目より除外する必要はありません。

<海外における土地の再評価差額金>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等

第5条-Q5 海外における土地の再評価差額金に相当する額は、補完的項目に計上して差し支えありませんか。

(A)

海外において、法律により土地の再評価が認められるとともに、財務上、我が国の再評価差額金に相当するものとして、再評価準備金等を計上することが認められており、連結貸借対照表に当該準備金等を計上している場合には、当該相当する額の45%に相当する額を補完的項目の額として計上して差し支えありません。

<持分法適用会社の「その他有価証券評価差額金」等>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等

第5条-Q6 持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」はどのように扱うのですか。

(A)

持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」のうち、連結財務諸表作成上「評価差額金」及び「再評価差額金」に計上される親会社持分相当額については、親会社本体の「評価差額金」、「再評価差額金」と同様に扱い、自己資本比率の算出において、そのまま「評価差額金」、「再評価差額金」として扱います。

その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。

<国際統一基準適用行の場合>

持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額を補完的項目に算入し、負の値であれば、当該金額（連結財務諸表上の「評価差額金」）を基本的項目から控除する。

<国内基準適用行の場合>

持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が、負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する（正の

値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の 45%相当額の補完的項目への算入は行わない。

<子会社の負債性資本調達手段等>

【関連条項】第 6 条、第 18 条、第 29 条、第 41 条

第 6 条-Q1 子会社の「負債性資本調達手段」等の取扱いはどのようになるのですか。

(A)

子会社の「負債性資本調達手段」等は、補完的項目に含めて差し支えありません。

(例) 累積配当型優先株式、アメリカの転換義務付証書、イギリスの永久劣後債、フランスの資本参加証券、ドイツの亨益権付証券及び期限付劣後債など。

<期限付劣後債務の一部償還>

【関連条項】第 6 条、第 18 条、第 29 条、第 41 条

第 6 条-Q2 残存期間が 5 年以内となった期限付劣後債務について、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された場合、その補完的項目への算入額の計算方法をどのように考えればよいのですか。

(A)

期限付劣後債務については、「残存期間が 5 年以内となったものにあつては、毎年、残存期間が 5 年となった時点における帳簿価格の 20%に相当する額を累積的に減価するものとする」旨の規定があります。(第 6 条第 1 項等) 残存期間 5 年以内において、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された期限付劣後債務については、残存期間が 5 年となった時点における帳簿価格によらず、期末帳簿残高(当初帳簿残高から期末までに基本的項目へと転換された額を控除した帳簿残高)並びに残存年数に基づき算出する減価額を用い、下記の算式により補完的項目への算入額を計算することとします。

補完的項目への算入額 = 期末帳簿残高 - 減価額^(※)

(※) 減価額 = 期末帳簿残高 × 20% × (6 年 - 期末における残存期間) (但し、「6 年 - 期末における残存期間」の小数点以下は切り捨てとする)

<設例> 転換請求権の行使により毎期 20 ずつ株式等への転換が進んだ場合

	0 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
期末時点での残存期間 (年)	6	5	4	3	2	1
① 基本的項目への算入 額	0	20	40	60	80	100
② 期限付劣後債務の 期末帳簿残高	200	180	160	140	120	100
(6 年－期末における残 存年数)	－	1	2	3	4	5
③ 減価額	－	$180 \times 20\% \times 1 = 36$	$160 \times 20\% \times 2 = 64$	$140 \times 20\% \times 3 = 84$	$120 \times 20\% \times 4 = 96$	$100 \times 20\% \times 5 = 100$
④ 補完的項目への算入 額 (②－③)	200	144	96	56	24	0
⑤ 自己資本への算入額 の合計額 (①＋④)	200	164	136	116	104	100

<非連結子会社への出資>

【関連条項】 第 8 条第 1 項第 2 号等

第 8 条-Q1 「非連結子会社への出資」はすべて自己資本から控除するのですか。

(A)

- (1) 第 8 条第 1 項第 2 号イからハマまでに該当する子法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除します。この場合には、当該出資額をリスク・アセットに計上する必要はありません。
- (2) (1)以外の非連結子会社の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。

<関連会社への出資>

【関連条項】 第 8 条第 1 項第 2 号等

第 8 条-Q2 I-Q17 (現 II-10) 「関連会社への出資」はすべて自己資本から控除するのですか。

(A)

- (1) 第 8 条第 1 項第 2 号ニに該当する金融業務を営む関連法人等（以下「金融業務を営む関連法人等」という）の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除するものとします（第 9 条を適用する場合を除く）。ただし、この場合には当該出資額をリスク・アセットに計上する必要はありません。
- (2) 「金融業務を営む関連法人等」のうち第 9 条により比例連結を用いた場合、及び「金融業務を営む関連法人等」以外の関連法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。

<優先出資証券の算入限度超過額>

【関連条項】第 17 条第 3 項、第 18 条

第 17 条-Q1 「国際統一基準（単体自己資本比率）」の自己資本比率の計算において、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の 25 パーセントを限度とすることになっていますが、その超過部分はどのように扱いますか。

(A)

海外特別目的会社の発行する優先出資証券で、その時点の基本的項目への算入限度を超過する分については、第 18 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の要件を満たすことを前提として、補完的項目の算入対象とすることができます。

【第6章（標準的手法）－

第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

<格付等の使用基準の設定>

【関連条項】第50条、第1条第14号

第50条-Q1 適格格付機関は、我が国当局により選定されたもののみが使用できるのでしょうか。例えば、国際的な格付機関と提携している現地の格付機関等を連結ベースのリスク・アセット算出において使用する際には、我が国当局の承認が必要となるのでしょうか。

(A)

我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることになっていることから、リスク・ウェイトの判定には海外のエクスポーザーを含め、我が国当局が選定した適格格付機関の格付のみが使用可能となります。

<現金>

【関連条項】第55条

第55条-Q1 「現金」とは何を指しますか。

(A)

現金とは、連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとします。したがって、銀行券・硬貨、外国通貨、金のほか、手形小切手等も含まれます。

<中央政府>

【関連条項】第56条、第94条第1項第1号表脚注

第56条-Q1 「中央政府」とは何を指しますか。

(A)

我が国の「中央政府」とは、国の行政機関である府、省、委員会及び庁を指し、これらが所掌事務を遂行するために設置した内部部局、審議会・協議会その他の機関及び地方支分部局も含めるものとします。なお、立法機関、司法機関についても上記に準ずるものとします。

外国の「中央政府」とは、各国の自己資本比率規制上定めたそれぞれの「中央政府」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には我が国の「中央政府」の基準に準じて取扱うものとします。

<我が国の地方公共団体>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q1 「我が国の地方公共団体」とは何を指しますか。

(A)

「我が国の地方公共団体」とは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 号及び第 3 号に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
 - ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団
- なお、地方公務員等共済組合等は「我が国の地方公共団体」には該当しません。

<地方公営企業>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q2 地方公営企業向けのエクスポージャーは、どのように扱いますか。

(A)

地方公営企業は、地方自治法に基づき地方公営企業法によって具体的内容が定められており、実質的には地方公共団体の内部組織であることから、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャーと同様に取扱うこととします。

<外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門>

【関連条項】第 59 条

第 59 条-Q1 「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準は何ですか。

(A)

「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するかどうかの判断は、各国が自己資本比率規制上定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には、我が国の「政府関係機関」及び「地方公共団体」の基準に準じて取扱うものとします。

<政府系金融機関>

【関連条項】第 61 条

第 61 条-Q1 政府系金融機関は「我が国の政府関係機関」に該当しますか。

(A)

日本政策投資銀行、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫及び公営企業金融公庫は、いずれも特別の法律に基づいて設立され、かつ政府が過半を出資している法人ですので、「我が国の政府関係機関」に該当します。

<預金保険機構、整理回収機構>

【関連条項】第 61 条、第 63 条

第 61 条-Q2 「預金保険機構」及び「整理回収機構」に対するエクスポージャー（預金保険機構の「金融安定化拠出基金」及び「産業再生勘定」に対する拠出金を含む）については、どのように扱いますか。

(A)

「預金保険機構」は預金保険法により設立され、かつ政府過半出資の法人であることから「我が国の政府関係機関」に該当します。よって、「預金保険機構」に対するエクスポージャーには第 61 条が適用されます。

「整理回収機構」は株式会社ですが、銀行免許を取得していることから「金融機関」に該当します。よって、「整理回収機構」に対するエクスポージャーには第 63 条が適用されません。

<外国銀行>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q1 「外国銀行」とは何を指しますか。

(A)

「外国銀行」とは、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第 47 条）を指し、原則として貸出と預金の受入れを併せ行う金融機関をいいます。例えば、香港の DTC(Deposit-Taking Companies)、イギリスの住宅金融組合 (Building Societies) など「外国銀行」として取扱って差し支えありません。

<外国の国立銀行、国営銀行>

【関連条項】第 63 条、第 59 条

第 63 条-Q2 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように扱いますか。

(A)

銀行法第 47 条に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関向けエクスポージャー」として扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第 59 条の「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するときは、第 63 条第 1 項に定めるリスク・ウェイトを適用します（「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準については「第 59 条-Q1」も参照のこと）。

上記のいずれにも該当しない場合には、法人等向けエクスポージャーとして、第 65 条が適用されます。

<負債性資本調達手段に該当する債券>

【関連条項】第 63 条第 3 項

第 63 条-Q3 金融債のうち永久劣後債、期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券を保有する場合、どのように扱いますか。

(A)

金融債のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、第 8 条第 1 項第 1 号等に規定するいわゆる「意図的保有」に該当する場合を除き、第 63 条第 3 項により 100% のリスク・ウェイトが適用されます。

負債性資本調達手段に該当する債券が「意図的保有」に該当する場合には、当該債券相当額を自己資本より控除することとなりますが、第 10 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

<転換社債>

【関連条項】第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 76 条等

第 63 条-Q4 「転換社債」(新株予約権付社債)はどのように扱いますか。

(A)

「転換社債」について、一定の価格(基準価格)を上回った場合に新株予約権を行使する権利を社債権者が有している場合、「転換」までは社債として扱い、権利行使後は株式として扱うこととします。

<証券会社>

【関連条項】第 64 条

第 64 条-Q1 証券会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。

(A)

証券会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該金融機関又は証券会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該金融機関又は証券会社とは連結ベースの親会社ではなく、個々の金融機関又は証券会社の本店所在地によって判断することになるので留意が必要です。

国内の証券持株会社が、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判定基準は、当該証券持株会社が証券取引法上で規定される「証券会社」に該当するかどうかの観点から、判断するものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国としては、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス及びアメリカが含まれます。

<ローン・パーティシペーション>

【関連条項】第 65 条等

第 65 条-Q1 標準的手法採用行が「ローン・パーティシペーション」を行った場合、どのように扱いますか。

(A)

標準的手法採用行がローン・パーティシペーション取引を行った場合において、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示（平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号）」に基づき、原債権に係る信用リスク（原債務者に対する信用リスク）が、参加割合についてすべて投資家に移転することとなる場合、参加利益の売却を行った標準的手法採用行は、当該参加割合の原債権に係るリスクアセットを計上する必要はありません。

また、標準的手法採用行が、このような参加利益を購入した場合は、当該参加利益に係るリスクアセットを計上する必要がありますが、その際適用されるリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者（参加利益の売却者）それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとします。

<「一の債務者」の名寄せ>

【関連条項】第 68 条第 1 項

第 68 条-Q1 「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲はどのようになりますか。

(A)

以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。なお、名寄せは、オフ・バランス取引等の与信相当額も含めて行うこととなりますので、ご留意下さい。

- ①債務者たる中小企業の代表者
- ②債務者たる中小企業を親会社とする子会社（中小企業に限る。）及びその代表者
- ③債務者たる中小企業の代表者と生計を一にする家族
- ④債務者と生計を一にする家族
- ⑤その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

<「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け>

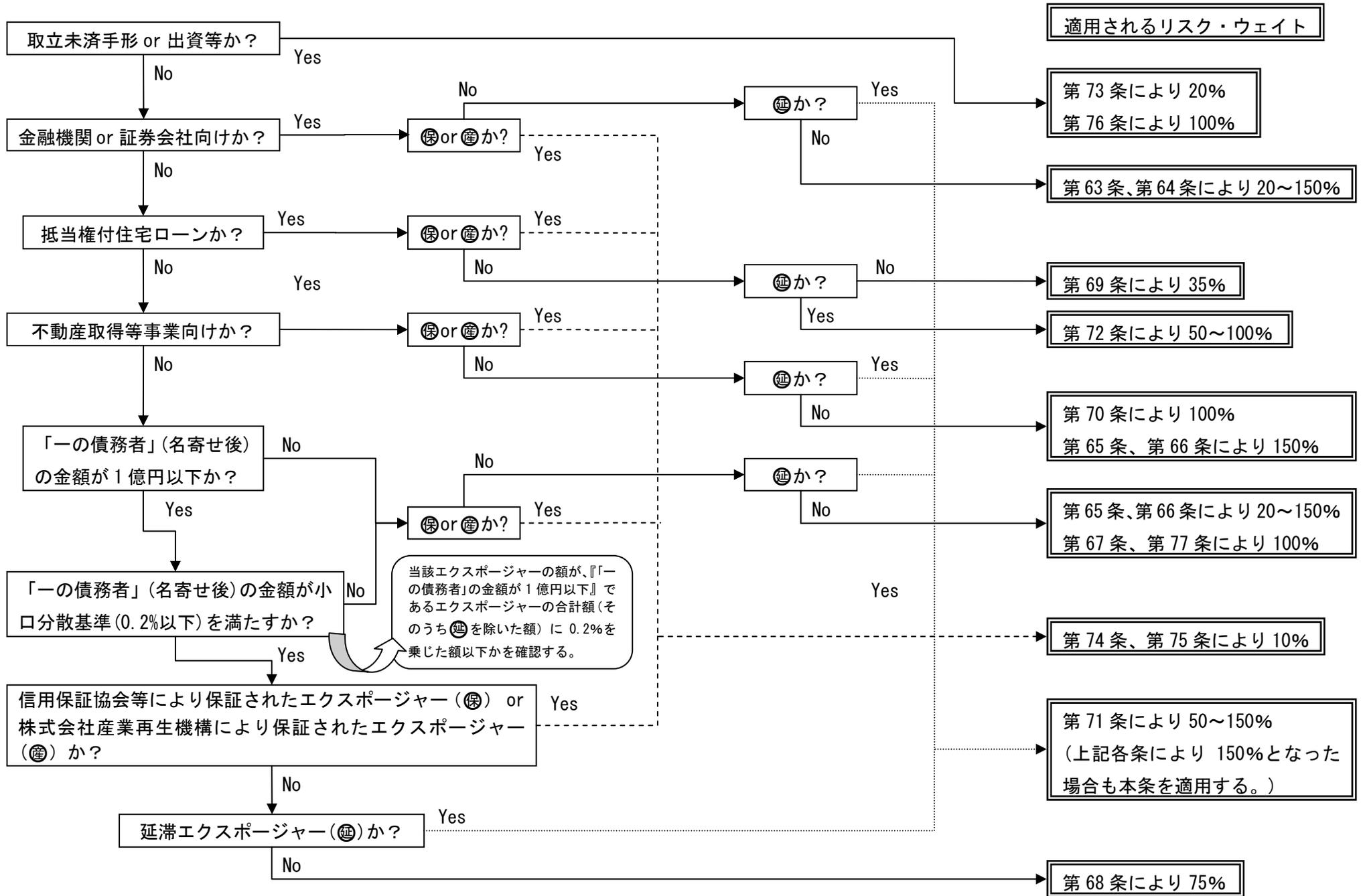
【関連条項】第 68 条第 1 項

第 68 条-Q2 中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーを算出する際のエクスポージャーの仕分けはどのように行えばよいのですか。

(A)

別添のフローチャート図（「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け）を参照してください。

(別添)「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け



<中小企業等の定義>

【関連条項】第 68 条第 3 項

第 68 条-Q3 法人の業種はどのように分類するのですか。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはどういうものをいうのですか。

(A)

日本標準産業分類に基づき業種を分類します。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはその法人に常勤する者を指します。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】第 69 条

第 69 条-Q1 「抵当権付住宅ローン」には、資金用途による制限があるのですか。

(A)

35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」の資金用途は、自己居住用住宅及び賃貸用住宅の取得・建築及び増改築を目的とするものに限られます。

次のような住宅関連貸出は「抵当権付住宅ローン」の対象とはなりません。

(例)

- ・別荘等購入資金の抵当権付貸出（第 69 条第 1 号イ）
- ・社宅建築用資金の貸出（第 69 条第 3 号ロ）
- ・分譲住宅又は転売目的の住宅取得用資金の貸出
- ・従業員用住宅ローンへの転貸を目的とする会社向け貸出
- ・住宅担保付で資金用途自由の消費者ローン

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】第 69 条

第 69 条-Q2 店舗住宅など、一つの不動産が事業用（賃貸住宅を除く）と自己居住用の併用となっている場合、床面積で按分し、後者の部分に関する抵当権の額に対応するエクスポージャーを、35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできますか。

(A)

一つの不動産に事業用（賃貸住宅を除く）の部分がある場合、当該不動産に自己居住用部分があっても、自己居住用部分に関する抵当権の額をもって、エクスポージャーの一部又は全部を「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできません。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q3 抵当権付住宅ローンの抵当権の範囲はどこまで含まれるのですか。

(A)

抵当権付住宅ローンが第 69 条の要件を満たすためには、住宅ローンの資金使途が「住宅の建設、取得又は増改築」である必要があります。しかし、当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」（同条第 2 号）かどうかを判断するに当たって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の「全部」が当該住宅ローンにより取得されたことが必要なのではありません。よって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の一部が自己資金など、当該住宅ローン以外の手段により取得されたものであっても、それを含めて当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」かどうかを判断することができます。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q4 住宅ローンに根抵当権が付いている場合のリスク・ウェイトは何%となりますか。

(A)

根抵当権であっても第 69 条の要件を満たせばリスク・ウェイトを 35%とすることができます。この場合、算出基準日において、住宅ローンの残高が極度額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q5 住宅ローンの保証人である保証会社が、抵当権者である場合も、第 69 条の抵当権付住宅ローンとして扱うことはできますか

(A)

第 69 条の抵当権付住宅ローンの抵当権は、当該住宅ローンが保証会社により保証されている場合には、保証会社が抵当権者である場合を含むものとします。その場合、抵当権は原則として第一順位のものである必要がありますが、公的機関が第一順位の抵当権者であり、かつ、担保余力がある場合には、当該保証会社が次順位の抵当権者である場合でも第 69 条の要件を満たします。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】 第 71 条

第71条-Q1 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断に当たってエクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合を計算する際に、ディスカウント部分を個別貸倒引当金等と同様に扱うことはできますか。

(A)

ディスカウント部分は、第 71 条に規定する個別貸倒引当金等に該当しないことから、エクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合の計算において勘案することはできません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】 第 71 条

第71条-Q2 第71条に規定する「個別貸倒引当金等」に、一般貸倒引当金(DCF法によるものを含む)は含まれますか。

(A)

一般貸倒引当金は第 71 条に規定する「個別貸倒引当金等」には含まれません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】 第 71 条、第 72 条

第 71 条-Q3 抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、①抵当権付住宅ローン又は②それ以外のエクスポージャーのいずれか一方のみが延滞しているときでも当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのですか。

(A)

同一の債務者に供与されている①又は②のエクスポージャーのいずれかが延滞していれば、①及び②の双方を延滞エクスポージャーとして扱います。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】 第 71 条、第 72 条

第71条-Q4 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断のために第71条の引当率を計算する際、同一の債務者に抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが供与されている場合、それぞれの引当率はどのように計算すればよいですか。

(A)

原則として、実際の引当状況に応じて引当率を算出します。ただし、同一の債務者に係る引当金を抵当権付住宅ローン向けとそれ以外のエクスポージャー向けとの間で厳密に区分することが実務的に困難な場合には、個別貸倒引当金をエクスポージャーの残高に依

じて比例按分し、各エクスポージャーの引当率を計算しても差し支えありません。

<未決済為替貸>

【関連条項】第 73 条

第 73 条-Q1 「未決済為替貸」のリスク・ウェイトは何%ですか。

(A)

「未決済為替貸」（内国為替決済制度における金融機関相互間の対他行為替貸借を日本銀行の預け金口座により資金決済するまでの間の未決済勘定を処理する勘定）は「取立未済手形」として取扱うこととし、20%のリスク・ウェイトを適用するものとします。

なお、「未決済為替貸」と「未決済為替借」との相殺は認められません。

<未収収益>

【関連条項】第 77 条

第 77 条-Q1 「未収収益」のリスク・ウェイトはどのように判断しますか。

(A)

「未収収益」についても、原則として取引相手方に応じたリスク・ウェイトを適用しなければなりません。ただし、取引相手方が判別できない場合は、リスク・ウェイトを 100%とします。

<保管有価証券等>

【関連条項】第 77 条

第 77 条-Q2 債券貸借取引において借入れた有価証券や、先物取引の受託により受け入れた証拠金代用有価証券等の現物を処理する「保管有価証券等」は、リスク・アセットの対象外としてよいですか。

(A)

リスク・アセットの対象外として差し支えありません。

【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）】

<「信用供与に直接的に代替する偶発債務」等>

【関連条項】第78条

第78条-Q1 「信用供与に直接的に代替する偶発債務」、「特定の取引に係る偶発債務」とは何をいうのですか。

(A)

「信用供与に直接的に代替する偶発債務」（掛目100%）とは、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生ずる偶発債務であり、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受けの他、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証、元本補填信託契約等が該当します。

これに対し、「特定の取引に係る偶発債務」（掛目50%）とは、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生ずる偶発債務であり、契約履行保証、入札保証、品質保証の他、貿易取引に係る引取保証、貨物貸および前受金返還保証、前払式証票発行保証等もこれに該当します。

<買戻条件付資産売却の想定元本額>

【関連条項】第78条

第78条-Q2 買戻条件付資産売却の想定元本額は、売却・買戻のいずれの額とするのですか。

(A)

買戻条件付資産売却の想定元本額は、当該資産の「買戻金額」とします。

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛目は50%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了日までの期間が1年以内であれば、20%の掛目を適用します。

<更改型のコミットメント契約>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q4 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。

(A)

更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は以下のとおりです。

- ① 契約期間が 1 年以下の契約であること。
- ② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によっては無条件に更新しないことができること。

<自行保証付き債券の取得>

【関連条項】第 78 条、第 80 条

第 78 条-Q5 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を 100% としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

<取引の経済効果を反映した想定元本>

【関連条項】第 78 条第 1 項

第 78 条-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3 となります。

【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）】

<外国為替関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q1 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、外国為替関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

外国為替関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 異種通貨間の金利スワップ
金利支払サイドの通貨による想定元本金額
- ・ 先物外国為替取引
売為替または買為替いずれかの想定元本金額
- ・ 通貨先物取引
いずれか一方の通貨の想定元本金額
- ・ 通貨オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<金利関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q2 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、金利関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

金利関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 同一通貨間の金利スワップ
想定元本金額
- ・ 金利先渡取引（FRA）
想定元本金額
- ・ 金利先物取引
想定元本金額
- ・ 金利オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<変則キャッシュフローと結びついたスワップ取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q3 カレント・エクスポージャー方式において、変則キャッシュフローと結びついたスワップ取引の想定元本額はどのように算出するのですか。

(A)

変則キャッシュフロー（例：分割弁済付ローン、分割実行ローン、リパッケージ債）と結びついたスワップ取引の想定元本額については、残存期間中の最大値とします。

<相殺消去>

【関連条項】第 79 条の 2、第 79 条の 3、第 79 条の 4

第 79 条の 2-Q4 派生商品取引及び長期決済期間取引のうち、本支店間または連結会社間の取引は相殺消去しても差し支えないでしょうか。

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引等のオフ・バランス取引についても、本支店間または連結会社間の取引は連結決算上、相殺消去すべき取引であり、リスク・アセットに計上する必要はありません。

<FRA の契約期間>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q5 カレント・エクスポージャー方式において、FRA の契約期間はどのように取扱うのですか。

(A)

FRA (Forward Rate Agreement) 取引の契約期間については、契約日（取引日）を初日とし、契約実行日（資金決済日）を期日とするものとします。

<先物為替予約延長時の原契約期間>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間はどのように考えますか。

(A)

先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間は、延長手続日（延長した予約のスタート日）から新期日までとします。

<IMM ロール取引>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q7 カレント・エクスポージャー方式において、金利スワップにおける IMM ロール取引の“1年もの”はすべて「1年」として取扱ってよいでしょうか。

(A)

金利スワップにおける IMM ロール取引の“1年もの”は、実日数が 365 日を超えるケースも含めすべて「1年」として取扱って差し支えありません。

<ウォーク・アウェイ条項>

【関連条項】 第79条の2 第2項・3項

第79条の2-Q8 相対ネットティングにウォーク・アウェイ条項を含む場合の扱いはどうなりますか。

(A)

ウォーク・アウェイ条項（注）を含む契約に関しては、与信相当額の算出に際しネットティング効果を勘案することはできません。

（注） ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし全く支払わないことを許容する条項をいいます。

【第6章（標準的手法）－第5節（信用リスク削減手法）】

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q1 内部格付手法採用行が重要性の原則等に基づいて標準的手法を適用する部分について、適格金融資産担保の勘案方法として、「包括的手法」と「簡便手法」を併用することは可能ですか。

(A)

内部格付手法採用行は、原則として、包括的手法を用いることが必要です。ただし、重要性の原則等に基づいて標準的手法を用いる部分については、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する部分以外の部分について統一的に使用する限り、簡便手法を用いることが認められます。

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q2 適格金融資産担保の勘案方法として「簡便手法」と「包括的手法」のいずれかを選択することとされていますが、いずれか一方から他の手法への変更は認められますか。

(A)

いずれかの手法を継続的に用いることが原則ですが、リスク管理の高度化等に伴い、簡便手法から包括的手法に移行することは認められます。

<担保の相関>

【関連条項】第87条

第87条-Q1 「適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合」とは、どのような場合を指すのですか。

(A)

少なくとも、当該企業を連結対象とする企業、及び、当該企業の子会社の発行する証券は、原則として顕著な正の相関を有するものとして扱うべきと考えられます。

ただし、顕著な正の相関の有無は、基本的には、各金融機関において、適切なリスク管理の観点から確認すべきものであり、関連会社や系列会社等についても、担保として不適格と考えられる程度の相関の高さが認められる場合には、各金融機関の判断により、不適格にすべきものと考えられます。

<適格金融資産担保の格付>

【関連条項】第 89 条第 4 号及び第 5 号

第 89 条-Q1 適格金融資産担保の要件として第 89 条第 4 号及び第 5 号に規定されている「適格格付機関」は、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が用いることを選択した適格格付機関と異なる適格格付機関でもよいのですか。

(A)

金融資産担保の適格性判断のために使用できる格付の範囲は標準的手法のリスク・ウェイトの算出のために使用できるものと同じですが、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が選択したものと異なる適格格付機関の格付を、金融資産担保の適格性判断のために使用することも認められます。

<指定国の代表的な株価指数>

【関連条項】第 89 条第 6 号

第 89 条-Q2 第 89 条第 6 号の「指定国の代表的な株価指数」とはどのようなものを指しますか。

(A)

第 89 条第 6 号に規定する「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数」の具体的な内容は、「証券会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-3-(3)-③に規定されていますのでご参照下さい。

<ボラティリティ調整率と行内担保掛目>

【関連条項】第 97 条

第 97 条-Q1 包括的手法のボラティリティ調整率を用いる場合、行内与信管理上の担保掛目と異なってもよいですか。

(A)

「自行推計ボラティリティ調整率」を用いる場合には、その推計に用いられるデータが行内のリスク管理でも用いられていることが必要になります（第 97 条第 2 項第 1 号）。しかし、「標準的ボラティリティ調整率」を用いる場合には、そのような要件はありません。

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第 113 条、第 79 条の 2、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。

(A)

第 79 条の 2 において再構築コスト (RC) が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわ

ゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 2 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。よって、具体的な計算方法は次のようになります (C は受取りの場合に正の値、差入れの場合に負の値とします)。

①受入れ担保の場合： $E^* = \max\{RC - C(1 - H_c - H_f x), 0\} + \text{アドオン}$

②差入れ担保の場合： $E^* = \max\{RC - C(1 + H_c + H_f x), 0\} + \text{アドオン}$

<担保付デリバティブ取引におけるアドホック・コール>

【関連条項】第 113 条、第 100 条

第 113 条-Q2 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）に担保の随時請求（アドホック・コール）条項が付されている場合には、最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を追加的な調整なしに適用できると考えてよいですか。

(A)

最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を適用するためには、担保額調整について随時請求が契約上可能となっているだけでなく、少なくとも、日次の時価評価が行われ、当該評価に基づいてコールを適切に運用できる体制となっていることが必要と考えられます。

<貸出金と自行預金の相殺の約定>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」に関する約定としては、どのようなものが考えられますか。

(A)

「貸出金と自行預金の相殺」としては、各行が定める銀行取引約定書、消費者ローン契約書及び BBA (British Bankers Association) International Deposit Netting Agreement 等、「当該債権」と「当該定期性預金」の法定相殺を可能とする相殺適状の特約の条項を有する契約が考えられます。

<第 117 条の「貸出金」>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」における「貸出金」は、コールローンや金融機関への預け金を含みますか。

(A)

「コールローン」や「預け金」は、銀行経理における勘定科目は「貸出金」とは別に設けられていますが、「貸出金と自行預金の相殺」の適用においては「貸出金」として扱うこ

とができるものとします。

<第 117 条の「自行預金」>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q3 「貸出金と自行預金の相殺」における「自行預金」は、満期のない預金（流動性預金）、譲渡性預金、コールマネーを含みますか。

(A)

満期のない預金（流動性預金）及び譲渡性預金については、流動性預金の引出し可能性及び譲渡性預金の譲渡性に照らすと、いずれも受働債権として確実な残存期間を有するといことができないため、第 132 条により信用リスク削減手法の残存期間不足による調整が求められる「貸出金と自行預金の相殺」の対象としては不適合となります。コールマネーは自行預金と同様に扱うことで差し支えありません。

<信用状付輸出手形の買取り>

【関連条項】第 118 条

第 118 条-Q1 信用状付輸出手形の買取りについては、どのように取扱われるのですか。

(A)

信用状付輸出手形の買取りは、信用状を発行した金融機関の保証付き債権として取扱います。

<保証予約>

【関連条項】第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q2 債務者の信用状態の悪化に起因して正式保証への切り替えを予定している、いわゆる保証予約について、信用リスク削減効果を認識することは認められますか。

(A)

当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約が債務保証および保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、信用リスク削減効果が認められると考えられます。

<自行の債務保証に対する裏保証>

【関連条項】第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q3 自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、どのようになりますか。

(A)

自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、第 118 条、第 119 条等の保証の要件を満たす限り、次のとおりとなります。

- ・ 他の金融機関又は証券会社の裏保証部分は、原債務者と裏保証を行った金融機関又は証券会社のいずれか低い方のリスク・ウェイトを適用する。
- ・ 裏保証のない部分は原債務者に対するリスク・ウェイトを適用する。

<公的保証等>

【関連条項】第 118 条、第 119 条、第 122 条

第 118 条-Q4 国際協力銀行保証、日本政策投資銀行保証、日本貿易保険の保険等といった公的な保証・保険は、適格な保証となりますか。

(A)

保証の要件を満たす限り、適格な保証として扱うことができます。

<ISDA マスターアグリーメントの早期終了事由>

【関連条項】第 118 条第 3 号

第 118 条-Q5 ISDA マスターアグリーメントに基づく取引では、カウンターパーティがデフォルトに至る以前に早期終了事由の発生による既存取引の一括清算を行う場合がありますが、これは第 118 条第 3 号の「信用リスク削減効果の提供が中止されないこと」には該当しないと考えてよいですか。

(A)

現時点では、現行の ISDA マスターアグリーメントによる早期終了の発生可能性により、例えば、クレジット・デリバティブが信用リスク削減手法の適格要件を充足しないという懸念は有しておりません。

<保証及びクレジット・デリバティブの計算方法等>

【関連条項】第 124 条

第 124 条-Q1 中央政府等が外国通貨建てのエクスポージャーに対して外国通貨建てで保証等を行っている場合、当該保証部分等に適用される「保証人…のリスク・ウェイト」(第 124 条) はどのように決定されますか。

(A)

中央政府等が外国通貨建てで保証等を行う場合、「保証人…のリスク・ウェイト」は、中央政府等の外国通貨建て格付に基づいて決定します。

<免責額の扱い>

【関連条項】 第 125 条

第 125 条-Q1 クレジット・デリバティブ契約における「Payment Requirement」(2003 ISDA Credit Derivatives Definitions Section 4.8(d)) は第 125 条の「免責額」に該当しますか。

(A)

「Payment Requirement」は、市場慣行により設定される限り（即ち、設定された閾値が多額でなく、かつ、設定された閾値を超えれば全額の支払を受けられる性格のものであることにより、実質的に全額の支払を受けられる蓋然性が確保されるということができ、リスク移転を制限する目的で設定するものでないと言える限り）、「免責額」に該当しないものとします。

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜居住用不動産向けエクスポージャー＞

【関連条項】第1条第38号

第1条第38号-Q1 自己居住用部分と非自己居住用部分（賃貸や店舗等）とを一体として信用供与の目的としている場合、これを居住用不動産向けエクスポージャーとすることは認められますか。

(A)

債務者が居住する建物の一部を住宅として賃貸若しくは店舗として賃貸・使用する場合、エクスポージャーが賃貸・店舗部分も含め一体として供与されているとき、自己居住目的以外の部分が付随的であると判断され、各金融機関内部の与信及びリスク管理においてもすべて自己居住目的の信用供与と同様の取扱いをしている場合は、当該信用供与全体を居住用不動産向けエクスポージャーとすることは許容されます。

付随性の判断については、例えば、自己居住用部分と非自己居住用部分の床面積比を基準にすること等が挙げられ、金融機関の信用リスク管理指針等において基準を明確に定めておく必要があると考えられます。

＜その他リテール向けエクスポージャー＞

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q1 「その他リテール向けエクスポージャー」において、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際の留意点は何ですか。

(A)

連結自己資本比率の算出に当たっては、内部格付手法を採用する金融機関が連結の対象とする範囲で「一の債務者」に対するエクスポージャーの合計額を把握し、当該合計額に基づきその他リテール向けエクスポージャーに該当するか否かについての判断を行って頂くことになります。また、「一の債務者」については連結財務諸表を作成している債務者グループ等、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理にて実質一体として管理している債務者について合算することが基本となります。

もっとも、前者の金融機関のグループ内における合算は、顧客情報の共有化について債務者の同意が得られている等、個人情報保護法等の関連法令を遵守していることが前提となりますが、事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面等によるグループ内における顧客情報の共有化についての同意を顧客から得ていることが現時点における一般的な実務であると理解されることから、グループ全体としてリスク管理の高度化の観点から必要な限りにおいて、法令の範囲内における顧客情報の共有化に取り組んで頂くことが期待されます。

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q2 「その他リテール向けエクスポージャー」について一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際に、信用保証協会等の保証がある債権を除くことは可能ですか。

(A)

保証等が付された場合は、所要自己資本の額の算定に使用するパラメータ（PD・LGD）等においてその効果が勘案されることが原則であり、保証等が付されている部分のエクスポージャーをEADから除外するような取扱いは認められません。第1条第40号における「合計額」を把握する際においても、保証等が付されているエクスポージャーについて、これをエクスポージャーに含めて認識する必要があります。

<中堅中小企業向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第51号

第1条第51号-Q1 「ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合」の運用はどのように考えれば良いですか。

(A)

「事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切でない場合」に該当する場合としては、当該事業法人が卸売業を営む場合のほか、例えば、日本標準産業分類における「金融・保険業」を主要な事業として営む事業法人であって、当該事業法人の売上高が把握できない場合等が挙げられます。金融機関において当該規定を運用するに当たっては、業種等の範囲、当該業種等に関して事業規模を判断する際の基準として売上高を用いることが適切でない理由等を信用リスク管理指針において明確に定めておく必要があると考えられます。

<適格債権担保>

【関連条項】第1条第53号イ

第1条第53号-Q1 「当初の満期が一年以内」であることが適格債権の要件ですが、振出日が白地の手形についてはどのような取扱いとなりますか。

(A)

振出日が白地の手形については、原則として、割引日から支払期日までの期間が1年未満のものであれば当該要件を充足しているものとして差し支えありません。

＜適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの分散度＞

【関連条項】 第1条第60号

第1条第60号-Q1 適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、分散度の高いプールとしての構成を求められていますが、具体的にどの程度分散度が高い必要がありますか。

(A)

第三者から購入した事業法人等向けエクスポージャー（購入事業法人等向けエクスポージャー）については、基本的に個々のエクスポージャーごとに信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。もっとも、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、第1条第60号に規定されている要件を満たしたエクスポージャー（適格購入事業法人等向けエクスポージャー）に関しては、リテール向けエクスポージャーと同様にプール単位での信用リスク・アセットの額の算出が認められています。ただし、その際、複数の適格購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、リテール向けエクスポージャーに準じて、「分散度の高いプール」である必要があります。これは、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は個別に行うことが原則であり、リテール向けエクスポージャーに準じてプール単位で行うことは、あくまで例外であるためです。

具体的な適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの「分散度の高さ」に関しては、これまで当該適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに含まれる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのうち、「最大のものが総額に占める割合」という数値基準を軸に検討を進めてきました。しかしながら、現時点における金融機関内部のリスク管理実務では、「最大のものが総額に占める割合」が1パーセントから5パーセントまでばらつきがみられたことから、当面は具体的な数値基準を設定せず、各金融機関内部で「最大のものが総額に占める割合」を信用リスク管理指針において5パーセント以下の明確な数値基準として定め、運用して頂くこととします。なお、告示適用後の金融機関内部のリスク管理実務の発展を促しつつ、すべての金融機関共通の数値基準を定めることを引続き検討していきます。

【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）】

<承認手続等>

【関連条項】第143条、附則第4条

第143条-Q1 予備計算の段階で、第143条に掲げられる最低要件を完全に満たす必要はありますか。

(A)

内部格付手法の承認申請時点においては、告示に規定する最低要件を充足する必要がありますが、予備計算の段階では、必ずしも最低要件を完全に満たすことを求めるものではありません。ただし、承認を受けるにあたり、原則として、「最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用して」いること（第143条第1号、附則第12条第4項に基づく経過措置あり）が求められることや、予備計算が承認を得ようとする日の原則1年前（ただし、平成20年3月31日より先進的内部格付手法を採用する場合は原則2年前）から開始されることを踏まえると、予備計算の届出の前提として、①内部格付手法の採用及びその開始予定時期につき、組織的な意思決定がなされていて、②最低要件との乖離（ギャップ）の認識が適切であり、③当該ギャップは承認を得ようとする日までに解消される程度に小さく、④当該ギャップ解消のための具体的なアクション・プランに基づくプロジェクト管理が適切に行われていることが求められます。この点について、予備計算の際に、ギャップ評価表等添付書類の中で明確にして頂く必要があります。

なお、予備計算期間中の準備状況の進捗に照らして、最低要件を充足した段階で承認申請が行われることが期待されます。

<段階的適用>

【関連条項】第146条

第146条-Q1 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。

- ① 段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額を除く。）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。
- ② 段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。

また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法実

施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されます。

<適用除外>

【関連条項】第 148 条第 1 項

第 148 条-Q1 適用除外の可否を判断する一つの基準である「信用リスク・アセットの額」の算出方法は何か。

(A)

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は 2 パーセント、適用除外合計については 10 パーセントの上限基準）に関する充足状況を確認する目的での「信用リスク・アセットの額」は、連結自己資本比率の算出においては、金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）により算出します。同様に、単体自己資本比率の算出においては、金融機関単体の資産に対し、採用しようとする手法を用いて算出します。

<適用除外>

【関連条項】第 148 条

第 148 条-Q2 適用除外の対象とすることができる事業単位の考え方はどのようなものですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関はすべての事業単位及び資産区分に対して内部格付手法を適用することが原則となっていますが、第 148 条において、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断できる事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用することが例外的に許容されています。この重要性の基準については、同条第 1 項に定量基準が定められていますが、たとえ当該定量基準が満たされている事業単位又は資産区分であっても、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断すべきではない事業単位又は資産区分も存在し得るものと想定されることから、当該重要性を判断するための定性基準についても、各金融機関において合理的な基準を定め、たうえで適切に判断することが求められます。

その際、例えば、①信用供与を主要業務としている事業単位については、内部格付手法の採用により信用リスク管理の高度化が可能となるとともに事業単位間の裁定行為（チェリーピック）も起り難くなること、②内部格付手法を採用する金融機関の与信業務との関係が密接である事業単位については、当該事業単位より提供される情報の正確性等の確保が適用除外により困難となる蓋然性が高いこと、③グループ全体のリスク管理面における統括機能を有する事業単位については、当該事業単位を適用除外とすることにより、グル

ープ全体の内部統制が行い難くなること、④標準的手法を採用することによって信用リスク・アセットの額が過少に算出されるおそれのある（不良債権の保有比率が高い等）事業単位については、手法間の裁定行為等が容易となり、グループ全体における適切なリスク管理に支障を与えかねないことが想定され、このような先は適用除外の対象とすることは原則的には許容され得ないものと考えます。

なお、株式等エクスポージャーの適用除外については、同条第二項において別途規定があり、上記の定量及び定性基準を満たし、ある事業単位を適用除外とした場合であっても、金融機関が保有する株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目と補完的項目の額の合計額の10パーセント以上となる場合には、当該事業単位において保有されている株式等エクスポージャーについても、適用除外とすることはできないことに留意が必要です。

<適用除外、その他資産>

【関連条項】第148条、第178条第2項

第148条-Q3 僅少なエクスポージャーにより構成されていて、その実務的な煩雑性等からリスク管理が困難な資産区分の一部を、「その他資産」や「適用除外」として取扱うことは可能ですか。

(A)

第178条第2項の規定に基づく「その他資産」は内部格付手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出に整合しない与信性の薄い資産を想定しており、例えば、繰延資産、動産不動産（REIT等の投資証券の形を取るものは除く。）、無形固定資産等が挙げられます。

また、「適用除外」については、第148条においては「信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分」に対してのみ「適用除外」が例外的に許容されていますが、資産区分については事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーごとに適用除外の是非を判断することが原則であり、資産区分の一部について適用除外を行うことは、裁定行為（チェリーピック）を容易にする観点から原則として許容できないものと考えています。

従って、例えば、貸出金に準ずる仮払金や未収収益等については通常は与信性の資産であり、個々の与信先の状況に応じて信用リスク・アセットの額を算出することは可能であることから、原則としては「その他資産」の対象とならないと考えられ、部分的に「適用除外」の対象とすることも当然にはできないと考えられます。

もっとも、これら貸出金に準ずる仮払金等の一部について、個々の債権額はもちろん、その合計額についても極めて僅少であり、かつ、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点からも極めて重要性に乏しいものについてまで、詳細な

リスク管理を求めることは適当ではないと考えており、信用リスク・アセットの額の算出が実務上真に困難である場合であって、一部のエクスポージャーを「適用除外」とすることによる裁定行為が厳密に防止できるような資産区分の一部については、「信用リスク・アセットの額の算出を行うに当たって重要でない」と解釈できる余地はあると考えています。この場合、裁定行為（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような貸出金に準ずる仮払金のみを適用除外とするような行為）及び恣意的運用（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような資産区分の一部にその適用除外範囲を設定するような行為）防止の観点から、例外的取扱いである適用除外については、適用基準や範囲に関する明確な基準を内部格付手法実施計画に記載する必要があります。

【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）】

<土地信託の取扱い>

【関連条項】第153条第1項等

第153条-Q1 土地信託において建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、受託者である信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばいいですか。

(A)

土地信託において、建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、この借り入れ行為は信託事務処理の一つであると考えられます。信託財産に関する事務処理費用は、本来信託財産中より支弁すべきものであるところ、受託者は、第三者である債権者に対して、信託財産以外に受託者個人としても債務を負担することになります。受託者が信託財産中の借入債務を弁済するに当たり、受託者の固有財産から支弁したときは、信託財産に対して補償請求します(信託法第36条第1項)。また、受益者に対しても補償請求することができます(信託法第36条第2項)。このような状況においては、受託者は、第三者である債権者からの借入債務について、信託財産から支弁できない場合又は受益者から補償を受けられない場合に、損失を被るリスクがあると考えられます。

こうした状況を踏まえると、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出方法については、下記の二つの考え方(①及び②)が適当であると考えられます。

① 土地信託の事業にかかるリスクとみる考え方

信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額は、借入債務が一次的には信託財産に帰属し、土地信託の事業にかかるリスクに他ならないことを踏まえれば、信託財産に対するエクスポージャーとみなして算出する方法、すなわち、借入債務の額を EAD とし、当該信託財産に関する PD 及び LGD、並びに、事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第153条第1項)又はその他リテール向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第161条第1項)を用いる方法が考えられます。なお、信託財産に関する PD 及び LGD の推計を行うにあたり、最低要件を満たすことができない場合は、事業用不動産向け貸付け(第1条第46号及び同条第49号)に該当する限りにおいて、スロッシング・クライテリア(第153条第3項及び同条第5項)を利用することができると考えられます。

② 受益者に対するリスクとみる考え方

受益者に対しても補償請求することが可能であることを前提として、受益者に対するエクスポージャーとみなして信用リスク管理を行うことも考えられます。このような前提に立つ場合、受益者に対するエクスポージャーとみなして、借入金債務の額を EAD とし、当該

受益者に対する PD、LGD 及び事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 153 条第 1 項)又はその他リテール向けエクスポージャー事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 161 条第 1 項)を用いる方法が考えられます。この方法による場合、所謂信託財産の担保的機能に鑑み、信用リスク削減効果を勘案することができると考えられます(例えば、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって、受益者が事業法人である場合については第 156 条第 4 項の規定を参照。)

もともと、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法は、当該受益者に対する補償請求が可能であることを前提として所要自己資本の算出を行うものであるところ、信託法上受益権の放棄の可否を巡る議論があることには留意が必要です。ただし、信用リスク管理の適切性を図る観点から、土地信託に関する損失の実態に照らして、このような前提を置くことが合理的である限りは、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法を一律に否定すべきものではないと考えられます。

以上の通り、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出については二つの方式が想定されますが、案件特性等により主として信託財産の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも、主として受益者の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも存在すると考えています。従って、各金融機関においては、適切なリスク管理の観点から相応しい方式について検討を行い、複数の手法を採用する場合にあっては、両手法間で恣意的な運用が可能でない程度に十分な規定化を行った上で、当該規定を適切に運営して頂く必要があります。

<マチュリティ>

【関連条項】第 158 条第 2 項

第 158 条-Q1 契約上の支払債務の実効マチュリティが算出不可能であり、かつ、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間が明確でないエクスポージャーについて、「その他の保守的な値」はどのように考えれば良いですか。

(A)

事業法人等向けエクスポージャーについて信用供与の残存期間が明確でない場合は、第 158 条第 2 項に従い「その他の保守的な値」をマチュリティとして用いることとなります。当該「その他の保守的な値」については、原則的には金融機関側から無条件に解約が可能となる時点までの期間を保守的に考慮し、信用リスク管理指針等で基準を定めたいえで運用することが求められています。

例えば、満期や期間が明示されていないエクスポージャーとして、①当座貸越等については契約内容及び審査の見直し間隔を考慮した基準の設定、②各種預け金等については業務上の必要性等を考慮した基準の設定(事実上 5 年間以上解約が不可能であるものは、マチュリティの最長期間である 5 年とする等)が考えられます。また、全部又は一部の期限が到来している延滞債権等のエクスポージャーについては、金融機関における期限の利益

喪失の手続き等の内部管理と整合的な基準の設定が考えられます。

<従業員向け住宅ローンの取扱い>

【関連条項】第 162 条、第 192 条、第 193 条第 2 項

第 162 条-Q1 従業員向け住宅ローンについて、どのような信用リスク・アセットの額の算出方法がありますか。

(A)

企業の従業員の住宅取得を資金使途とした貸付、所謂従業員向け住宅ローンについては、従業員が所属する事業会社による保証が付与されており、このため債権者である金融機関等による住宅への抵当権設定は行われていないケースや、従業員の退職の際には当該ローンの借換えが行われる取決めとなっているケース等、通常の住宅ローンとは異なる特徴を有しているところです。金融機関のリスク管理実務においてはこのような特徴を踏まえて事業会社向けの与信として内部管理を行ってきた慣行もありますが、このような内部管理のあり方については、これまでのリスク管理の慣行上、相応の合理性は認められるものと考えられます。

一方、内部格付手法においては、たとえ保証によるリスク削減効果を勘案する際であっても、主債務者たる従業員について「保証がないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づく PD、LGD 及び EAD の推計」が求められています。しかしながら、既存の案件についてのリスク管理慣行を踏まえ、上記のような住宅ローンを事業会社向けの与信として内部管理を行っている金融機関においては、これを事業会社向けの与信として信用リスク・アセットの額を算出することを許容することとします。

なお、バーゼルⅡの実施後（平成 19 年 3 月 31 日）以降に新規に取扱う案件については、原則通り主債務者の信用リスクを評価した上で、保証の効果を勘案することが求められます。また、既存の案件についても、リテール向けエクスポージャーとして適切に管理が行われている金融機関に対して、又は、事業会社向け与信として内部管理を行ってきたものの住宅ローンとして適切な管理が行われることとなったエクスポージャーに対して、上記に示した例外措置による取扱いを求めるものではなく、リテール向けエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額の算出を行うことは許容されます。

<株価指数先物取引によるヘッジ効果の認識>

【関連条項】第 166 条第 5 項

第 166 条-Q1 内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、株価指数先物取引を「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いるものと認識することは可能ですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションを保有株式のヘッジとして認識し、個別銘柄のロング・ポジションとの相殺を行なうには、第 166 条第 5 項に規定されているように、当該ショート・ポジションが少なくとも「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いることが必要です。従って、ヘッジの認識が可能となるのは、ヘッジの対象となる個別株式（現物資産）のショート・ポジションや個別株式を参照する派生商品取引のショート・ポジション等が基本的に想定されますが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、金融機関の内部管理において特定の保有株式のヘッジとして利用されているヘッジ手段についても、特定の保有株式のヘッジとして安定的に機能する蓋然性について疎明できる限りにおいて、そのヘッジ効果を認識することが可能と考えています。

こうした趣旨から、株価指数先物取引については、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理において当該株価指数先物取引が特定の保有株式のヘッジとして利用されており、ヘッジ対象の個別株式と相応の相関を安定的に有していることなど、そのヘッジ効果を合理的な根拠に基づき疎明できる場合は、当該株価指数先物取引を「保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いると認識することが可能であると考えられます。

<みなし計算における外部格付の参照方法>

【関連条項】 第 167 条第 1 項

第 167 条-Q1 保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）であって、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等に対する貸出を直接行っていない等により債務者格付を適切に付与できないときは、外部格付のみを利用して当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関が、第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクスポージャー（所謂ファンド）の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する場合、第 4 節第 1 款から第 8 款までに規定されている内部格付手法に係る最低要件を充足することが求められます。

しかしながら、金融機関が当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等に対し貸出を直接行っていない場合には、貸出を行っている場合と比較して入手可能な情報が限定されるという実務的な問題が生じ得ます。このような場合であっても、外部格付等の外部の情報を用いた債務者格付の付与及びこれに基づくデフォルト確率（PD）等の推計が求められています。もっとも、その際には、第 185 条第 2 項及び同条第 3 項に規定されているように、「保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの

割当てを、より保守的に行う必要があるほか、「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れ」ることが求められています。

このような要請から、内部格付手法を採用する金融機関は、当該裏付けとなる資産の対象となる事業法人等が有する外部格付と自らの債務者格付の性質の違いを十分に認識すること、例えば外部格付を付与する外部信用評価機関等と自らの内部格付制度における格付基準との十分な比較分析、共通の債務者に対して付与されている外部格付と内部格付の比較、各格付区分のPDの実績値及びデフォルトの定義の比較並びに当該比較の時系列での安定性の分析、そして保有する情報量が少ないことによる保守的補正の必要性の是非等を総合的に考慮をしたうえで、外部格付と内部格付の紐付け（マッピング）を行うことが求められます。

なお、ファンドの裏付けとなる資産の構成が容易に変化し得る場合や、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等のデフォルトに関する十分な情報を適時適切に入手することが困難な場合は、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等は各内部格付に対応するPD推計のための母集団には含めないことが基本となります。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】第167条第1項

第167条-Q2 第167条第1項に従い保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。

(A)

第167条第1項においては、保有するエクスポージャー（所謂ファンド）の「信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。」と規定されています。こうした場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、第157条第5項において準用される第79条の規定に従い算出される額をEADとして、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗ずることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際してPD/LGD方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第166条第5項及び同条第6項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションと見なした上で、株式等エクスポージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	400%	360 百万円
株式ショート・ポジション （資産に対するリスク）	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の ショート・ポジション （取引の相手方に対するリスク）	10 百万円 + 5.4 百万円 （←90 百万円 × 6.0%）	—	0 百万円（注）
合計			630 百万円

（注）第 10 条第 3 項により、「清算機関等に対するエクスポージャー」であって、同条同項第 1 号を満たす場合には、信用リスク・アセットの額の算出の対象外であるため。

<ローン・パーティシペーションの取扱い>

【関連条項】第 169 条

第 169 条-Q1 ローン・パーティシペーション（参加利益）を行った場合の取扱いは、どのようなものですか。

(A)

ローン・パーティシペーション（参加利益）については、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて参加利益を購入した金融機関（内部格付手法を採用する金融機関）に移転することになる場合、当該金融機関においては購入債権の取扱いが適用されることとなります。従って、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は、第 169 条に基づき、参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額を、当該債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額として算出する必要があります。

もっとも、参加利益においては、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は

購入債権のデフォルト・リスク及び希薄化リスクだけでなく、参加利益の売却元（セラー）のデフォルト・リスクにも晒されることとなります。このため、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、購入債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と、セラーに購入債権相当額について直接信用供与を行った場合の信用リスク・アセットの額の双方を足しあげることが求められます。

他方、希薄化リスクについては、例えば、参加利益の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、相殺リスクが顕在化する局面はセラーにデフォルト事由が生じた場合に限られるものの、実際に相殺が行われた際はセラーに「弁済の受領」があったものと契約上見なされる場合など、相殺リスクを含めた「希薄化リスク相当部分が重要でない」ことを内部格付手法を採用する金融機関が監督当局に対し疎明できるときは、第 169 条に基づき、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を当該参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額とすることができます。

このほか、参加利益の売却を行った内部格付手法を採用する金融機関については、現行規制と同様に、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示（平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号）」に基づき、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて投資家に移転することになる場合、当該債権の信用リスク・アセットの額の計上は不要です。

<購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額>

【関連条項】第 172 条第 2 項

第 172 条-Q1 購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、当該債権の希薄化リスク相当部分の $EL_{dilution}$ が推計できない場合、当該 $EL_{dilution}$ に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いて良いですか。

(A)

購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第 172 条第 2 項に基づき、PD に代えて $EL_{dilution}$ を用いる扱いとなっております。従って、購入債権を保有している場合は、基本的に $EL_{dilution}$ を推計する必要があります。

もっとも、①購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、「相殺リスクが顕在化する局面は当該債権の譲渡人（セラー）にデフォルト事由が生じた場合に限られる。」と想定することが、金融機関内部のリスク管理の適切性を損なうものでないことについて内部格付手法を採用する金融機関が合理的な説明を行え、かつ、②当該債権の希薄化リスク相当部分の $EL_{dilution}$ が推計できない場合は、購入債権の $EL_{dilution}$ に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いることを可能とします。

【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）】

＜内部格付制度の設計＞

【関連条項】第180条第2項第2号

第180条-Q1 グループ内における複数の事業体から同一債務者（事業法人等向けエクスポージャーに該当）に対して与信を行っている場合に、各事業体が付与する債務者格付が異なっていることは許容されますか。

(A)

第180条第2項第2号において、①トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合と、②当該エクスポージャーに関連する保証が債務者格付において勘案されている場合とを除き、「同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。」と規定しています。所要自己資本の額の算出における恣意性排除やグループ全体として整合的なリスク管理態勢確立の観点から、金融機関のグループ内で内部格付手法を採用する事業体間で同一債務者に対する債務者格付が異なることは原則認められません。もっとも、このような取扱いについては、第179条第2項に示しているとおおり、複数の内部格付制度の整備を排除するものではありません。

なお、既に内部格付手法を採用している金融機関が、合併等を通じて新たに同一債務者を有することとなった場合においては、最低要件を満たさない事由が一時的に生じることになることから、第144条第2項の規定に基づき、当該事由に関する改善計画を記載した書類を速やかに提出して頂くことになります。

＜案件格付＞

【関連条項】第180条

第180条-Q2 基礎的内部格付手法における案件格付制度に求められるものは何ですか。

(A)

基礎的内部格付手法においては、事業法人等向けエクスポージャーに係る所要自己資本の額の算出にLGDの当局設定値を用いることに鑑み、第180条第4項において、取引に特有の要素を評価した場合のデフォルト時の回収可能性のみを反映した案件格付制度の整備だけでなく、「債務者及び取引に特有の要素を勘案」した期待損失ベースの案件格付の整備も許容されることと規定されています。

第204条第1項において、「格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならぬ。」とされており、当該規定は基礎的内部格付手法における案件格付についても適用されることから、デフォルト時の回収可能性又は期待損失ベースでの案件格付について相応の精緻化が求められることになります。

具体的には、案件格付の整備については、換言すれば与信判断や案件審査の中で回収可能性が明示的に捕捉されていることが求められる事項であり、この場合、連続的な格付体系（明示的に格付区分を設けず直接 LGD を推計する体系）を排除するものではなく、少なくとも金融機関が実際の与信判断や案件審査のベースとなる回収率や保全率といった、回収可能性に関する推計値に基づくものであることが求められます。当該推計値については、所要自己資本の額の算出に直接利用されないことに鑑み、当面の間は経験則に基づく値の使用を排除するものではありませんが、信頼性の欠けた推計値をベースにした案件格付が真の意味で「重要な役割を果たす」ことは困難であると考えられることから、実績データに基づく数値検証を経ることで、着実に精度向上を図って頂く必要があるものと考えています。

今後、金融機関のリスク管理実務の発展を踏まえつつ、基礎的内部格付手法を採用する金融機関における案件格付については、「格付の利用」の充足の観点も考慮し、引続き検討していきます。

<内部格付制度の運用>

【関連条項】第 185 条第 3 項

第 185 条-Q1 「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割当て際の主要な要素として外部格付を用いる場合」とありますが、この場合においては内部格付手法の最低要件を満たす必要はないとの理解で良いですか。

(A)

当該規定は、格付の付与及びプールへの割当てに際して、主要な要素として外部格付が利用される状況も想定した上で、関連する情報も考慮に入れた適切な格付制度の運営を求めています。例えば、各外部格付機関で採用されているデフォルト定義や評価基準等に係る差異の考慮、及び外部格付以外に金融機関内部にて保有する情報や参照すべき情報の勘案等が必要になると考えられ、これらを含め外部格付を用いる場合の内部格付の付与プロセスを定める必要があります。その場合、他の内部格付の付与プロセスとの整合性が確保され、内部格付手法で求める最低要件に適合した格付の付与及びプールへの割当てがなされることが求められます。

<内部格付制度の運用>

【関連条項】第 200 条第 1 項

第 200 条-Q1 第 200 条第 1 項（信用リスクのストレス・テスト）に定める「緩やかな景気後退シナリオ」とは、どの程度の景気後退を想定すべきですか。

(A)

「緩やかな景気後退シナリオ」は置かれている経済状況や与信ポートフォリオとの相関等により異なるため、一律に想定することはできないと考えられます。バーゼル銀行監督

委員会による最終文書「International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework (June 2004, Updated November 2005)」のパラグラフ 435 においては、連続 2 四半期ゼロ成長が続く程度 (two consecutive quarters of zero growth) の状況を想定したシナリオが例示されていますが、通常の景気循環の中で各金融機関の与信ポートフォリオが受ける影響 (ストレス) が適切に反映されるシナリオの設定が求められます。

<内部統制>

【関連条項】第 202 条

第 202 条-Q1 信用リスク管理部署の独立性は、どの程度求められますか。

(A)

内部格付手法においては、金融機関の内部格付制度や推計パラメータに基づき早期是正措置の前提となる自己資本比率を算出することが認められる一方、その正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる観点から、第 202 条第 2 項において、「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立した」信用リスク管理部署の設置が求められています。これは、信用リスク管理部署が、内部格付制度の設計、格付制度の検証及び運用の監視、これらの報告書作成や格付手続の管理等を所管し、格付制度の適切な運営や、格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う内部牽制部門であり、その牽制機能はバーゼルⅡで定める内部格付手法の採用及び継続利用の観点からは不可欠な機能であると考えているためです。

信用リスク管理部署が担うとされる内部格付制度の設計や監視・検証業務について考えると、恣意性が入る隙のない客観的・機械的なプロセスに基づき明確な結論を導き出すといった作業は想定され難いため、上記のような内部牽制機能が十分に発揮されるための組織的及び機能的な分離が強く期待される状況であると考えています。

例えば、顧客と相対して案件を組成する機能、融資推進機能、又は個別与信先への営業方針に係る決定機能が信用リスク管理部署の中に並存している場合に、個別案件に対する内部格付付与に対する監視や、融資推進において重要視されているセクターの内部格付制度の設計・検証において、十分な内部牽制機能を確保することは難しいものと考えられます。

また、信用リスク管理部署が、担当役員も含めて与信部門と切り離された組織でない場合にも、上記と同様の理由から、十分な内部牽制機能の確保は難しいものと考えられます。

この他、信用リスク管理部署の主要な業績評価項目の一つとして「信用リスク計測の正確性」等の信用リスク管理に係る項目が含まれているか否かについては、内部格付制度の設計・検証等の信用リスク管理実務の発展が求められる位置付けにあつて、信用リスク管理部署が真に内部牽制機能を発揮する上では不可欠な要素であると考えています。

もともと、与信部門に該当する部署は各金融機関により部署名や組織体制が異なるものと想定され、また告示においても「機能的」な独立性を重視していることに鑑み一律の判

断を行うことは適当ではないとも考えられるため、与信部門及び与信業務の特定に際しては上記のような状況を総合的に踏まえて、各金融機関内部で組織及び機能の整理について検討を行うことが必要であると考えています。

<デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項

第 205 条-Q1 リテール向けエクスポージャーにおけるデフォルト事由に当たらない場合として、「元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないとき」が規定されていますが、当該「百八十日」を「六月」と読替えることは許容されますか。

(A)

一貫性をもって利用するのであれば、差し支えありません。

<デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項第 2 号

第 205 条-Q2 デフォルト事由として規定されている、「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」を運用するにあたっての留意点は何ですか。

(A)

「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」をデフォルト事由の一つとする理由は、エクスポージャーの売却時に、当事者間の合意で決まる価格から判断して「要管理債権」相当以下に信用状況が下がっていたと判断すべきことが明らかになる場合にも、デフォルトとしての取扱いをする必要があることです。

株式等エクスポージャーを除くエクスポージャーに対する当該デフォルト事由の運用に当たっては、少なくとも「要管理債権」の引当率レベル相当（保全状況にも拠りますが、当分の間は、30 パーセント程度を目安とします。）の個別債務者の信用リスクに起因すると判断すべきディスカウントを伴う売却が行われた場合は、当該デフォルト事由に該当するものとして取扱うべく、各金融機関において基準を設定し運用されることが求められます。

これに対し、株式等エクスポージャーに関しては、取得価額と売却価額の差であるディスカウントのみを以ってして個別発行体の信用状況の変化を定義することが困難であることから、「要管理債権」の引当率レベル相当のディスカウントを伴う売却が行われた場合でも、これ自体が直ちにデフォルト事由に該当すると取扱う必要はありません。

<デフォルトの定義とパラメータの推計（株式等エクスポージャー）>

【関連条項】第 205 条第 1 項、第 213 条第 1 項第 1 号

第 205 条-Q3 直接に信用供与を行っていない事業法人等が発行する株式等エクスポージャーに対して PD/LGD 方式を用いる場合に、各債務者格付に対応する PD の実績値の算出

に当たり、当該事業法人等のデフォルト実績等を含めるべきですか。

(A)

PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に直接に信用供与を行っていない場合、第四節第一款から第八款までに規定されている最低要件を満たしている限りにおいて、金融機関内部にて推計した PD を用いることが認められています（第 166 条第 9 項及び第 10 項）。

もっとも、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人のデフォルトに関する十分な情報を有し、PD を適切に推計し得たとしても、「要管理債権に該当する」とされる延滞や重大な経済的損失を伴う売却などの第 205 条第 1 項に規定されるデフォルトの定義は、株式等エクスポージャーに適用されるものではありません。このため、デフォルトの実績データを用いて事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計する場合には、株式等エクスポージャーのみを保有する事業法人は PD 推計のための母集団には含めないことが原則となると考えられます。

<デフォルトの定義とパラメータの推計（リテール向けエクスポージャー）>

【関連条項】第 205 条、第 219 条等

第 205 条-Q4 リテール向けエクスポージャーに対して保証が付されている場合、代位弁済を用いてデフォルト事由を把握し、PD や LGD のパラメータを推計することに問題はありますか。

(A)

リテール向けエクスポージャーについてのデフォルト事由は、要管理債権に該当するものと査定する事由の発生が原則ですが、元金又は利息の延滞の期間が 180 日を越えない一定の日数が信用リスク管理指針に記載されている場合に限っては、当該日数を超えていない場合はデフォルト事由にあたらぬ、とすることができると規定されています。一般的に保証人による代位弁済はデフォルト事由にあたるものと考えられますが、代位弁済が実施されていない場合であってもデフォルト事由に当たる状況があり得ることは留意が必要です。具体的には、PD の推計を実施する際に保証人による代位弁済率のデータを活用しようとする場合には、上記の点を考慮し適切な取扱いが求められます。

他の留意点として、内部格付手法においては、一定の場合を除き、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が低いことを想定した信用リスク削減効果勘案（所謂ダブル・デフォルト効果の勘案）が認められないことが挙げられます。そのため、例えば、リテール向けエクスポージャーの LGD を推計する際に、代位弁済による回収額をそのまま勘案することは、基本的に認められません。

<パラメータの推計>

【関連条項】 第 213 条第 1 項第 1 号

第 213 条-Q1 「長期平均 PD の推計」を実施する際には、例えばどのような方法が想定されますか。

(A)

一般的な方法としては、期初（前期末）の非デフォルト債務者数と、これら債務者のうち期末（1年後）までにデフォルトに至った債務者数とを観測し、後者を前者で除した値（デフォルト債務者数÷期初非デフォルト債務者数）を求めることで当該期（1年間）の実績デフォルト率を算出するプロセスを、長期の観測対象期間に渡り行った上で、各期の数値を単純平均して長期平均実績デフォルト率を算出してパラメータ推計の基礎とすることが想定されます。この場合、期中に実行した新規先から生じたデフォルト債務者もカウントする取扱いや、期中の消滅先及び期中の新規先を考慮して期初・期末の平均を期初の非デフォルト債務者数とする取扱い等、推計パラメータの保守性や適切性を考慮した対応も検討すべき事項となります。

このようにして算出した長期平均実績デフォルト率をベースに、実績値に対する保守的補正を主とした将来見込の考慮、これらを踏まえたパラメータ維持又は修正の検討など、一連のパラメータ推計プロセスを実施することが想定されます。

<パラメータの推計>

【関連条項】 第 215 条、第 216 条、第 217 条、第 205 条第 3 項

第 215 条-Q1 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、例えば、デフォルト後に正常先復帰したエクスポージャーに関しては、その時点の残高が全額回収されたものとして LGD 推計に取り込むことは認められますか。

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、LGD 推計に係る実績観測データにおいても、デフォルトした時点から非デフォルトに復帰する期間に係る費用を計上した残額を回収額として認識することが可能です。ただし、貸出条件緩和債権に係る取扱いについては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、及び「貸出条件緩和債権関係 Q&A」に準拠した取扱いがなされていることが前提となります。また、実際のパラメータ推計に際しては、非デフォルトへの復帰とマクロ経済や金融機関内部の与信ポートフォリオとの関係等について分析を行い、非保守的な推計値とならないよう適切なパラメータ推計が求められます。

なお、LGD 推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて最終的な整理を行う予定としています。このう

ちデータ整備と関連性の高い事項に関する方向性については、①回収が完了していない案件（未最終先）の取扱いは、未最終先を実績観測データとして含むことも除外することも可能と考えますが何れの取扱いをした場合でも LGD の推計値が保守的な数値であることが疎明される必要がある、②デフォルト後の追加与信の取扱いは、追加与信額をデフォルト時の債権金額(EAD)に含めて認識した上で当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱いは非保守的となるケースがあるため避けることが適当である、等の整理を進めている状況にあります。

注) 本件は新たな知見が明らかになった際には適宜修正して参ります。

<手形割引の取扱い>

【関連条項】第 216 条第 5 項、第 221 条

第 216 条-Q1 手形の割引を行った際の信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばよいですか。

(A)

手形割引に関するリスクの判断を行うにあたっては、金融機関は、振出人の支払い能力の他、割引依頼人の業況、自行預金、自行に差し入られている担保の価値に鑑みた割引依頼人の買い戻し能力を総合的に考慮しているものと考えられます。

手形の割引は、一般に手形の売買であると解されており、手形の売買であるとすれば、特約がなければ、割引を行った金融機関は手形が不渡りになって遡求権が発生したときにはじめて割引依頼人に対する権利を取得するに過ぎないこととなります。このような理解を前提として、割引手形の買戻請求権を規定し、一定の事由がある場合には手形の呈示期間到来前にも割引依頼人に対して手形金から満期までの利息を控除した額の支払いを請求できるものとしている銀行取引約定書も見られます。このような理解に立つ場合、振出人に対するエクスポージャーについて、割引依頼人(裏書人)による保証が付されていると考えることが素直であると考えられます。このような考え方に立つ場合は、信用リスク・アセットの額の算出を行うにあたっては、振出人に対するエクスポージャーとして算出した上で、保証による信用リスク削減効果を勘案することが可能です。なお、信用リスク削減効果の勘案に当たっては、第 221 条に規定されている適格保証に関する要件等を満たす必要があります。

もっとも、割引依頼人と割引人の関係は手形割引に関する当事者間の契約条項によって定まる問題であると考えられ、割引依頼人と割引人との間では消費貸借が成立することを前提とする銀行取引約定書も想定し得ないわけではありません。このような考え方を前提とする場合、金融機関は手形割引をした時点で即座に消費貸借上の権利を割引依頼人に対して取得することとなります。このような考え方に立つ場合には、割引依頼人に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を算出し、その際に振出人に対する手形債権が担保に付されていることを踏まえて LGD について調整を行うことが可能です。なお、

債権担保による信用リスク削減効果を勘案するためには、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって割引依頼人が事業法人である場合には、第 156 条第 4 項第 1 号等の適格要件（ただし、金融機関が割引手形を所持しており、かつ、銀行取引約定書等により手形の買戻特約が設けられている場合には、担保契約に相当する文書は必ずしも要しません。）を、それ以外の場合には第 216 条第 5 項の LGD の推計に係る要件を、それぞれ満たす必要があります。

<保証及びクレジット・デリバティブに関する要件>

【関連条項】第 219 条第 3 項

第 219 条-Q1 保証による信用リスク削減手法として、PD の調整を選択している場合、あるエクスポージャーの保証人の PD が上昇した場合であっても、引き続き PD の調整を継続して行う必要はありますか。

(A)

先進的内部格付手法における事業法人等エクスポージャー及び内部格付手法におけるリテール向けエクスポージャーに対しては、PD 又は LGD を調整することにより保証効果の勘案をすることが認められています。当該調整方法の恣意的運用を防ぐことを趣旨として、継続的な使用を要件としています。そのため、PD の調整を選択している場合に保証人の PD 上昇によって信用リスク削減効果が減少することを理由として、LGD の調整に変更することは認められません。もっとも、信用リスク削減手法適用後の信用リスク・アセットの額が増加してしまう場合には当該削減手法の適用を要しない旨、第 80 条第 3 項に規定されており、保証効果を勘案しない取扱いが認められます。

<トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件>

【関連条項】第 232 条第 4 項第 4 号

第 232 条-Q1 「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」とは、どのような指針及び手続を想定していますか。

(A)

第 232 条第 4 項第 4 号では、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、プールに属する購入リテール向けエクスポージャー及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーの損失のボラティリティが適切な範囲に収まるように、プール内でのリスクの分散が確保されることを求めています。このような観点から、「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」が設けられているというためには、少なくとも個別の購入債権プールにおいて、債務者ごとにプール内のエクスポージャーを名寄せした上で、第 1

条第 60 号（及び本 Q&A【第 1 章（定義）＜内部格付手法関係＞】第 1 条 60 号-Q1）に掲げる要件が満たされていることを監視するための指針及び手続を設けることが必要です。

＜内部格付制度及び推計値の検証＞

【関連条項】第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条-Q1 「内部格付制度及びその運用、PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。」とありますが、内部格付制度を検証する際の留意点は何ですか。

(A)

内部格付手法においては、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率を算出することが認められますが、当該パラメータの正確性・一貫性を担保する観点から、パラメータ推計の前提となる内部格付制度の適切性に関する定期的な確認・分析が求められます。

例えば、債務者格付制度に関する定量的な検証としては、格付区分ごとの PD とデフォルト実績との整合性や、格付区分の序列精度（AR 値等）等の視点にて、業種ごと・企業規模ごと・与信額ごと等のクロスセクション分析や時系列分析等を実施することが考えられます。また、主要な格付付与プロセスごと（財務評価、非財務評価等のステップごと）の検証も格付制度の有効性を確認し維持していくために必要と想定され、この中には主要な統計モデルやスコアリング評点等に係る検証も含まれます。このうち、統計モデル等の改訂に伴う検証に関しては、原則として統計モデル等の構築時に利用していないデータによる検証を要することに留意が必要です。

上記の検証事例では、特定業種や大口与信先等に甘い格付制度になっていないか否かの「客観性」や、格付区分の序列に意味があるか否かの「有意性」、及び景気変動と格付遷移の連動性等の「安定性」等を確認することとなりますが、プール区分に関する検証も含めて内部格付制度の検証を実施することにより、適切性や信頼性のある格付区分やプール区分に基づく一連のパラメータ推計プロセスを実施することが可能となります。従って、これら検証を適切に実施するため、検証内容の要件定義、検証の実施と報告、検証結果を踏まえた制度運営等の一連の業務運営を担保する組織態勢の整備及び検証要領等の規程類の整備についても適切な対応が求められます。

なお、検証内容の要件定義に際しては、個々の金融機関ごとに与信ポートフォリオの特徴、債務者データ数及びデフォルト先数、並びに格付付与プロセスや使用モデルの種類等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証内容に限定するものではなく、個々の状況に適合した検証を実施することが重要であると考えられます。

【第 1 章（定義）＜証券化エクスポージャー関係＞】、【第 8 章（証券化エクスポージャーの取扱い）】及び【附則＜証券化エクスポージャー関係＞】

＜証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額＞

【関連条項】第 5 条第 1 項第 4 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 28 条第 1 項第 4 号、第 40 条第 1 項第 3 号

第 5 条-Q1 基本的項目から控除される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」を基本的項目から控除する際には、法人税の支払及び償却による「自己資本に相当する額」の減少を考慮することは可能ですか。

(A)

第 5 条第 1 項第 4 号等においては、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」は、基本的項目から控除することが求められています。こうした取扱いの背景には、証券化の実行時点においては売却される優先部分について会計上売却益が認識されるどころ、通常の債権譲渡において認識される売却益と異なり、オリジネーターが劣後部分を保有している限り、必ずしも当該売却益が実際に金融機関の損失の緩衝装置（バッファー）として機能するとは限らないことがあります。このような点に着目して、第 5 条第 1 項第 4 号等においては、当該売却益を規制上の自己資本比率算出に際し自己資本としては認識しない取扱いとしています。

こうした中、証券化を行った後において、法人税等の支払、保有部分の償却・減損が行われた場合には、当該部分に関しては会計上も自己資本とは認識されておらず、自己資本比率算出上さらに控除を行う意味は失われていることから、当該額を差し引いた残りの部分について控除項目とすることが可能です。

例えば、銀行 X が簿価 65,000 の貸出債権を以下のトランシェに分けて証券化し、銀行 X はクラス C 受益権のみを継続保有する場合について考えますと、

受益持分	帰属元本額	公正価値額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	14,000	14,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	1,000	2,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	21.21 %	13,788
クラス C 受益権（劣後受益権）	3.03 %	1,970
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は

売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000＋クラス B 受益権の公正価値額 14,000）－取引関連費用（例えば 100）－売却原価（例えば 63,030）＝870

となります。

しかしながら、期末においては法人税及び未払法人税が計上されることになり、例えば実効税率 40%の場合には 348 が負債認識されることになることから、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は 522 となります。また、クラス C 受益権（劣後受益権）の償却及び減損が、期末において 97（税効果勘案後）行われた場合には、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は 522－97＝425 となります。

<証券化エクスポージャーにおける返金を要しないディスカウント部分の取扱い>

【関連条項】第 257 条

第 257 条-Q1 証券化エクスポージャーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合に、当該証券化エクスポージャーに対して第 257 条に従い指定関数方式を適用する際、ディスカウント部分をどのように取扱うことが適当ですか。

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合であって、当該証券化エクスポージャーの所要自己資本の算出に当たって第 257 条に規定する指定関数方式を用いるときは、同条第 4 項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」とあります。具体的にどのような減額が可能か、指定関数方式の算出手順も含め以下にお示しします。

① 所要自己資本率 (K_{IRB}) の算出

K_{IRB} とは第 258 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合」と規定

されています。当該証券化エクスポージャーの裏付資産は購入債権であるので、第 169 条に規定されている通り、信用リスク・アセットの額は、「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの合計額」として K_{IRB} を算出する必要があります。また、第 258 条第 4 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポージャーの K_{IRB} の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \left\{ (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) + (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \right\} \div EAD_{dilution}$$

$$EAD = EAD_{dilution} - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$ は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \div EAD$$

$$EAD = EAD_{dilution}$$

② 信用補完レベル (L) の算出

L とは第 259 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合」と規定されています。返金を要しないディスカウント部分の勘案については、第 257 条第 4 項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」ことから、ディスカウント部分を最劣後と見なすことにより、当該証券化エクスポージャーの L を以下のように算出することとなります。

$$L = \text{劣後する証券化エクスポージャーの額} \div EAD_{dilution}$$

$$= (\text{返金を要しないディスカウントの額} + \text{他の劣後する証券化エクスポージャーの額}) \div EAD_{dilution}$$

③ エクスポージャーの厚さ (T) の算出

Tとは第260条第1項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合」と規定されています。これに基づき、Tを以下のように算出することになります。

$$T = (\text{所要自己資本の額の算出の対象となる証券化エクスポージャーの額}) \div \text{EAD}_{\text{dilution}}$$

このような手順を具体的な数値例を基に示したのが、以下の算出例です。(以下の例では、①の算出において希薄化リスク相当部分が重要でない場合を前提として、 K_{IRB} を算出しています。)

＜前提条件 (図1を参照) ＞ (単位百万円)

- ・裏付資産総額：1,612(ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額)
- ・ディスカウント後の裏付資産総額：531
- ・ディスカウント金額：1,081 (=1,612-531)
- ・優先トランシェ金額：330
- ・劣後トランシェ金額：201
- ・ K_{IRB} (金額)：651、 K_{IRB} (率)：40%(=651÷1,612)
- ・エクスポージャーの実効的な個数：N=9.97
- ・裏付資産の加重平均 LGD：LGD=46%

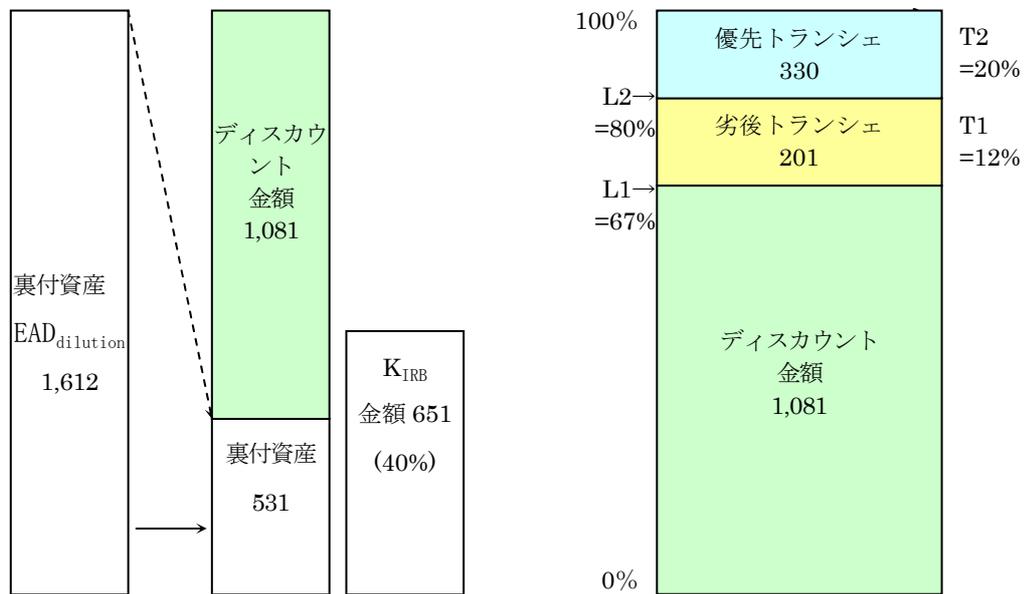
劣後トランシェ

- ・信用補完レベル L1=67%(=1,081÷1,612)
- ・エクスポージャーの厚さ T1=12%(=201÷1,612)

優先トランシェ

- ・信用補完レベル L2=80%(=(201+1,081)÷1,612)
- ・エクスポージャーの厚さ T2=20%(=330÷1,612)

<図 1>



<算出結果>

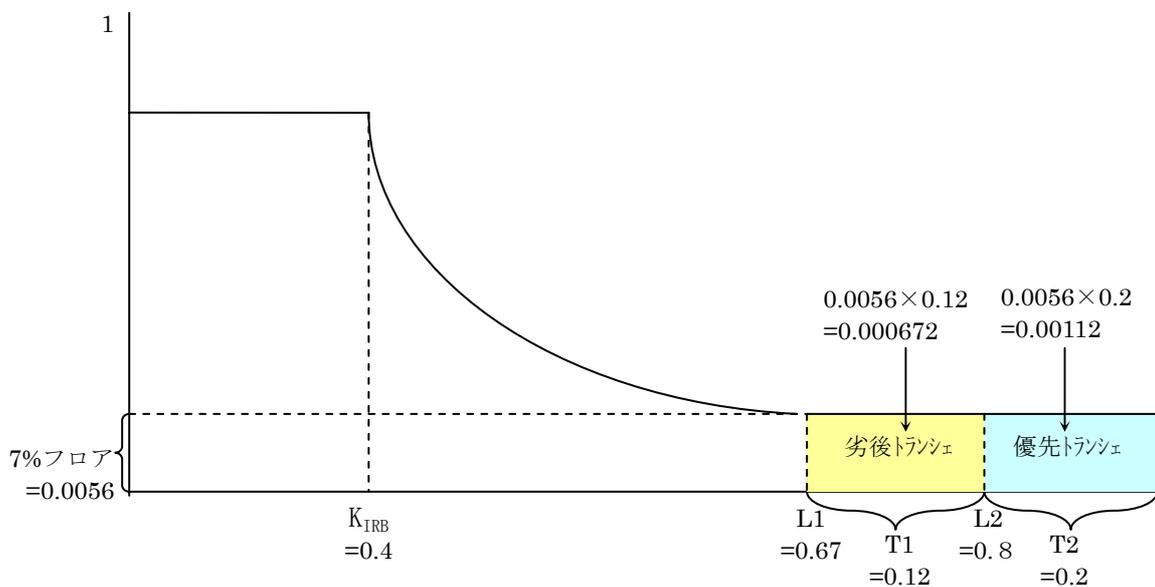
イ) (劣後トランシェの場合)

・ 所要自己資本 : $0.0056 \times 0.12 \times 1,612 = 1.08$ (小数点第 3 位以下四捨五入)

ロ) (優先トランシェの場合)

・ 所要自己資本 : $0.0056 \times 0.2 \times 1,612 = 1.81$ (小数点第 3 位以下四捨五入)

<図 2>



<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q1 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、標準的手法を採用する金融機関が「平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャー」について、「当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り」適用されますが、再証券化等によって保有する持分に変化が生じた場合でも、引続き当該経過措置の適用を受けることは可能ですか。

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです（詳細は、平成 18 年 2 月 23 日公表 別紙 6<証券化>項番 1 を参照）。従って、証券化取引を積極的に行ってきた金融機関においては、当該経過措置の適用される期間中に、保有する証券化エクスポージャーについて再証券化や外部格付の取得、データの整備等のリスク管理の高度化に取組み、必要に応じリスクを第三者に移転するよう努めることが期待されます。

このような当該経過措置の趣旨に鑑みますと、再証券化によって一定程度の信用補完率の圧縮が可能となる等のリスクを第三者に移転する試みは、経済実態上、平成 18 年 3 月 31 日において保有していた証券化エクスポージャーのリスクの一部を移転したに過ぎないことから、引続き附則第 15 条の適用を受けることは可能と考えられます。なお、経済実態上の変化がない証券化エクスポージャーの変化（例えば、ターボ償還条項の発動により持分が増加する場合等）に対する当該経過措置の適用の可否は、個々の状況を踏まえ検討を行うこととしますが、一般的には、平成 18 年 3 月 31 日に保有していた証券化エクスポージャーと比較して新たなリスクを引き受けているか否かによって判断することになると考えられます。

【第 10 章（オペレーショナル・リスク）】

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q1 一年間の粗利益を計算する場合は、どのように考えればよいのですか。

(A)

基礎的手法および粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、自己資本比率の計算基準時点が 9 月末または 3 月末となる場合は、その各時点を基準時点とする 1 年前までの、連続した 2 半期の粗利益の合計値とします。当該計算基準時点が 6 月末または 12 月末となる場合には、各々直前の 3 月末または 9 月末において算出した粗利益を、そのまま当該計算基準時点におけるオペレーショナル・リスク相当額とします。

また、「直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合」（第 304 条第 1 項）および「年間合計値が負の値である場合」（第 305 条第 1 項）の判断においても、同様の取り扱いとします。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q2 粗利益におけるアウトソーシングと役員取引等費用の関係は、どのように整理されるのですか。

(A)

アウトソーシングの費用は、通常、役員取引等費用として計上されるものをいいます。アウトソーシングの費用が、役員取引等費用以外の勘定科目として計上されている場合において、役員取引等費用には含まれていないことが明確に識別可能な場合は、役員取引等費用の全体を粗利益から除くことができます。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q3 連結ベースの粗利益はどのように算出すればよいのですか。

(A)

連結ベースで基礎的手法または粗利益配分手法を適用する場合は、原則として、連結修正仕訳後の粗利益を算出することになります。

また、連結ベースで先進的計測手法を採用し、一部の法人単位に対して基礎的手法または粗利益配分手法を部分的に適用する場合や、先進的計測手法の部分適用における 2% および 10% 基準を適用する場合の粗利益についても同様の取り扱いとなりますが、この場合において、内部取引部分を切り出すことができない場合には、当該法人単位の連結修正仕訳前の粗利益を用いることとなります。

なお、第 304 条第 2 項における「他の者」には、連結自己資本比率算定上の連結の範囲（親銀行等がある場合は、当該親銀行等の連結範囲）に含まれる法人を含めないこととします。従って、当該法人に対する支払費用が役務取引等費用に含まれる場合は、自己資本比率の算定上、当該費用を粗利益から除く取り扱いとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 305 条第 1 項、別表第一

第 305 条-Q1 別表第一の業務区分に配分した粗利益が負の値となる場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

配分した業務区分の粗利益が負の値となる場合には、当該負の値に当該業務区分に対応する掛目を乗じることとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 306 条

第 306 条-Q1 国内で粗利益配分手法の採用を予定している金融機関について、海外現地法人が基礎的手法を採用せざるを得ない場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

グループ連結ベースで粗利益配分手法を採用する一方、海外現地法人における粗利益配分手法の採用が、現地当局からの要請により、やむを得ず認められない場合は、当該海外現地法人は当該現地当局に対してのみ、基礎的手法により算出した額をオペレーショナル・リスク相当額として届け出ることが認められ、グループ連結ベースでは粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出することとなります。その場合においては、当該海外現地法人においても粗利益配分手法の要件を充足する必要があります。

<オペレーショナル・リスク全般>

【関連条項】第 307 条第 2 項第 3 号括弧書き

第 307 条-Q1 オペレーショナル・リスクと、法務リスク、戦略リスクおよび風評リスクとの関係はどのように整理されるのですか。

(A)

オペレーショナル・リスクには、法務リスク（法務リスクによる損失には、監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等も含まれます）が含まれ、戦略リスクおよび風評リスクは含まれません（ただし、これらのリスクを各金融機関の判断で内部管理上、オペレーショナル・リスクとして捕捉することは差し支えありません）。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条

第 308 条-Q1 持分法適用会社には、粗利益配分手法の適格性基準が適用されるのですか。

(A)

持分法適用会社についても、適格性基準が適用されることが望ましいですが、必ずしもこれを義務付けるものではありません。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条第 6 号

第 308 条-Q2 「オペレーショナル・リスク損失のうち重大なもの」に当たるかどうかは、具体的にどのように判断するのですか。

(A)

オペレーショナル・リスク損失のうち重大なものに当たるかどうかについては、粗利益配分手法を採用する予定の金融機関内部において、実態に照らして合理的に基準を策定し、当該基準に基づき収集を行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 311 条

第 311 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を適用し、子銀行についても先進的計測手法を適用する場合は、当該子銀行の計測手法として、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法も認められるのですか。

(A)

原則として、銀行は、妥当であると認められた場合に、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法（以下「配分手法」といいます。）を用いてオペレーショナル・リスク相当額を子銀行に配分することができます。ただし、配分手法を用いる場合において、銀行は配分手法の妥当性を監督当局に説明できなければなりません。配分手法を用いる場合は、子銀行のテール付近のリスクプロファイルが子銀行のオペレーショナル・リスク相当額に適切に反映され、かつ、内部でリスク管理・削減の対象とされている必要があります。（その結果、子銀行等に配分されるオペレーショナル・リスク相当額を合計した額は、連結ベースのオペレーショナル・リスク相当額と一致しない場合もありえます。）

ただし、監督当局（外国の当局を含む。）が重要であると認めた子銀行については、銀行持株会社または親銀行を頂点とする連結の範囲においては、当該銀行持株会社または親銀行から当該子銀行への配分手法の使用は認められず、当該子銀行は単独（スタンド・アローン）で先進的計測手法によりオペレーショナル・リスク相当額を計算しなければなりません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 313 条（銀行持株会社告示第 291 条）

第 313 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合に、傘下の子銀行においても別途承認を得る必要はあるのですか。

(A)

グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合は、子銀行において単独（スタンド・アローン）で計算を行うか配分手法を用いるかに関わらず、親銀行等（銀行持株会社または親銀行）における承認に加え、傘下の子銀行においても、別途先進的計測手法（粗利益配分手法を部分適用する場合は、粗利益配分手法）の承認が必要となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q1 財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)額とは、整合的であればならないのですか。

(A)

財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)の額とは、必ずしも整合的である必要はありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q2 機会費用や逸失利益もオペレーショナル・リスク損失として収集しなければならないのですか。

(A)

いわゆる機会費用や逸失利益については、当面の間、必ずしも規制上のオペレーショナル・リスク損失の額に含める必要はありません。ただし、各金融機関の判断で内部管理上、機会費用や逸失利益をオペレーショナル・リスク損失の額に含めることや、データを収集し内部管理上使用することは望ましいことであり、これを妨げるものではありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q3 同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合に、その内部損失データの整理の方法として、下記のいずれの方法をとればよいのですか。

1. 最初に損失が発生した時期に全て合算する。
2. 最後に損失が発生した時期に全て合算する。
3. それぞれ合算せずに損失が発生した都度収集する。

(A)

同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合において、内部損失データは、原則として、各金融機関が内部で定める客観的な基準に基づいて整理されることになり、当該整理の方法が、内部の計量方法において想定されている損失事象の特性と整合的であることおよび継続して使用していることを条件として、上記の3通りの方法のうち、いずれの方法も用いることができます。

ただし、第315条第3項第5号イに規定するオペレーショナル・リスク損失の額および回収額を業務区分ごとに損失事象の種類に応じて配分する場合においては、上記3.の方法によることとします。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号イ

第315条-Q4 粗利益の業務区分への配分方法と内部損失データの業務区分への割当方法は、整合的でなければならないのですか。

(A)

リスク管理上、内部損失データの割当方法が合理的であることを当局に証明できる場合には、粗利益の業務区分への配分方法と、内部損失データ収集上の業務区分への割当方法は、必ずしも一致していなくても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ロ及びハ

第315条-Q5 「すべての業務における一定の閾値」は、地域(国)や法人単位ごとに異なる設定が許容されるのですか。

(A)

閾値の適用がオペレーショナル・リスク相当額の算出に重要な影響を与えないことを前提として、業務区分、損失事象、地域(国)または法人単位等により異なる閾値を設定しても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ニ

第315条-Q6 オペレーショナル・リスク相当額の計量を行う際に用いる内部損失データについては、回収実績等を反映した後(ネット)のオペレーショナル・リスク損失の額を用いてもよいのですか。

(A)

オペレーショナル・リスク相当額の計量においては、適切に内部損失データが収集されていることを条件として、ネットのオペレーショナル・リスク損失の額を用いても差し支

えありません。ただし、その場合においても、グロスのオペレーショナル・リスク損失の額についても収集・蓄積しなければならず、当該損失の額については各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために適切に活用することが必要です。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号ト

第 315 条-Q7 マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク・データベースにおいてすべて特定されている必要がありますか。

(A)

すべて特定されている必要があります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 6 号

第 315 条-Q8 外部損失データをシナリオ作成における参照情報等に使用する等、オペレーショナル・リスクの計量モデルに直接投入しない方法も認められますか。

(A)

第 315 条第 3 項第 6 号に規定する要件を満たした上で、シナリオの作成や業務環境および内部統制要因の勘案において外部損失データを適切な方法により使用していると認められれば、計量モデルに直接当該外部損失データを投入しない場合においても、第 315 条第 3 項第 3 号に規定する外部損失データにかかる要件を満たしているものと考えられます。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第 319 条-Q1 「法人単位の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める」かどうか、および「先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超える」かどうかは、何年間の判定によるのですか。また、一旦 2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法を適用した場合、次年度以降は、当該業務区分または法人単位の粗利益が 2%以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのですか。

(A)

先進的計測手法における重要性の原則のうち、各法人単位の粗利益が銀行グループ（最上位の銀行または銀行持株会社）の 2%以上を占めるかどうかの基準および先進的計測手法を採用しない法人単位の粗利益の合計が 10%以下であるかどうかの基準についての計算方法は、原則として、5 年間（先進的計測手法採用当初は 3 年間）の粗利益の平均値により、

半期に一度の頻度で判定することとなります。

先進的計測手法の承認を受けた銀行は、第 317 条に基づき承認が取消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければなりません（第 312 条第 2 項）。従って、粗利益が 2%を下回った場合においても、やむを得ない場合を除き、先進的計測手法を継続使用しなければなりません。

一方で、当初の粗利益が 2%を下回っており先進的計測手法を適用していなかった法人単位において、その後粗利益が 2%を上回った場合には、第 316 条第 2 項に照らして、改善計画を提出した上で先進的計測手法の適用に向けた取り組みを行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第 319 条-Q2 先進的計測手法の部分適用の特例における「粗利益の 2%」基準を適用するに当たり、孫会社についてはどのように判断すればよいのですか。

(A)

第 319 条第 1 項第 3 号における「粗利益の 2%」基準に該当するか否かについては、金融機関の子会社、孫会社それぞれの単体ベースの粗利益をもとに、法人単位ごとに判断することとなります。

【附則】

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 規制導入当初の所要自己資本の額の下限（所謂フロア）及び当該下限における参照手法はどのようなものですか。

(A)

以下、具体例に沿って解説を致します。（なお、特別な言及が無い場合には、平成19年3月末より前は現行規制を、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては基礎的手法を適用しているものとします。）

- ① 平成20年3月末より基礎的内部格付手法及び先進的計測手法を採用する場合。
- ② 平成20年3月末より基礎的内部格付手法を採用し、平成21年2月末より先進的計測手法を採用する場合。
- ③ 平成21年3月末より基礎的内部格付手法を採用する場合。
- ④ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を採用し、平成22年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ⑤ 平成20年3月末より先進的内部格付手法を採用し、平成22年3月末より先進的計測手法を採用する場合。

①の場合

		平成19年 3月末～	平成20年 3月末～	平成21年 3月末～	平成22年 3月末～	平成23年 3月末～
フロアの水準		→ 基礎的内部格付手法	90%	80%	→ 先進的計測手法	
参照 手法	信用 リスク		標準的手法	標準的手法		
	オペレー ショナル ・リスク		基礎的手法	基礎的手法		

②の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～
フロアの水準			90%	90%	80%	
参照 手法	信用 リスク		標準的手法	基礎的 内部格付手法	基礎的 内部格付手法	
	オペレー ショナル ・リスク		基礎的手法	基礎的手法	基礎的手法	

→ 基礎的内部格付手法
 → 先進的計測手法

③の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～
フロアの水準				90%	80%	
参照 手法	信用 リスク			標準的手法	標準的手法	
	オペレー ショナル ・リスク			基礎的手法	基礎的手法	

→ 基礎的内部格付手法

④の場合

		→ 基礎的内部格付手法			→ 先進的内部格付手法	
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	80%		
参照 手法	信用 リスク	現行規制	現行規制	現行規制		
	オペレー ショナル ・リスク					

⑤の場合

		→ 先進的内部格付手法			→ 先進的計測手法	
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～
フロアの水準			90%	80%	90%	80%
参照 手法	信用 リスク		現行規制	現行規制	先進的 内部格付手法	先進的 内部格付手法
	オペレー ショナル ・リスク				基礎的手法	基礎的手法

<旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い>

【関連条項】附則第 11 条等

附則第 11 条-Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。

以 上